

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年12月16日提出
【発行者名】	S B I 岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塩川 克史
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	山木 龍太郎
【電話番号】	03-3516-1432
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり） 米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(2024年12月17日から2025年3月12日まで) 米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり） 500億円を上限とします。 米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし） 500億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

（以下、総称して「ファンド」という場合、あるいは各々を「各ファンド」という場合があります。また、それぞれを「為替ヘッジあり」、「為替ヘッジなし」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるSBI岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて500億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

お問い合わせ先（照会先）

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

（５）【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が

独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先については、（４）[発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

「米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）」もしくは「米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）」の受益者が、各ファンド間でのスイッチング（乗換え）により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

お問い合わせ先については、（４）[発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

（７）【申込期間】

2024年12月17日から2025年 3月12日まで

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先については、（４）[発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

（９）【払込期日】

販売会社が定める期日までに申込代金（申込金額、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額の合計額をいいます。）を販売会社にお支払い下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先については、（４）[発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

（ １ １ ） 【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

（ １ ２ ） 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて金500億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
		債 券
追加型	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

商品分類の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
不動産投信 (リート)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

< 為替ヘッジあり >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年6回 （隔月）	欧州	ファミリーファ ンド	あり （フルヘッ ジ）
	年12回 （毎月）	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		なし
その他資産 （投資信託証券（不動 産投信））	その他 （ ）	アフリカ	ファンド・オブ ファンズ	
		中近東 （中東）		
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「不動産投信」とは分類・区分が異なります。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

その他資産 （投資信託証券 （不動産投信））	目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として不動産投信へ実質的に投資する旨の記載があるものをいう。 不動産投信とは、目論見書又は投資信託約款において、主として不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券に投資する旨の記載があるものをいう。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジあり （フルヘッジ）	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

< 為替ヘッジなし >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファ ンド	あり
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
	日々	中南米		なし
不動産投信	その他 ()	アフリカ	ファンド・オ ブ・ファンズ	
その他資産 (投資信託証券(不動 産投信))		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「不動産投信」とは分類・区分が異なります。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))	目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として不動産投信へ実質的に投資する旨の記載があるものをいう。 不動産投信とは、目論見書又は投資信託約款において、主として不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券に投資する旨の記載があるものをいう。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注）ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

■ ファンドの特色

- 1 以下の投資信託証券への投資を通じて、主として米国の取引所に上場（上場予定を含みます。）している不動産投資信託または不動産投資法人が発行する優先証券（以下、「優先リート」といいます。）に実質的に投資します。

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

- NB・OAM優先リートファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）
 <運用会社>ニューバーガー・バーマン株式会社
 （投資対象とする「NB・OAM優先リート・マザーファンド」の投資顧問会社）
 ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー
- マネー・リクイディティ・マザーファンド

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

- NB・OAM優先リートファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）
 <運用会社>ニューバーガー・バーマン株式会社
 （投資対象とする「NB・OAM優先リート・マザーファンド」の投資顧問会社）
 ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー
- マネー・リクイディティ・マザーファンド

優先リートの主な特徴

固定配当	額面に対してあらかじめ配当額が決められています。
相対的に高い利回り	議決権がないこと、償還する権利を発行体が有していること等から、同一発行体の場合、普通リートより高い利回り水準になる傾向があります。
額面償還	原則として、額面で償還されます。
配当の優先	優先リートに対する配当は、普通リートに対する配当よりも優先して支払われます。

※ 上記は、優先リートの主な特徴を記載したものであり、全てを網羅するものではありません。

優先リートと普通リートの比較

	優先リート	普通リート
議決権	なし	あり
配当額	固定(額面に対し固定)	変動(発行体の業績により変動)
配当利回り	普通リートより高い	優先リートより低い
配当順位	普通リートに優先	優先リートに劣後
法的并済順位 ^(注)	普通リートに優先	優先リートに劣後
価格変動	一般に、普通リートより小さい	一般に、優先リートより大きい
償還	あり (5年以降に可能、原則額面で償還)	なし

(注) 法的并済順位とは、発行体が破たん等となった場合において、債権者等に対する残余財産を并済する順位をいいます。

※ 上図は優先リートと普通リートの一般的な特徴を説明したものであり、実際の特徴をすべて網羅したものではありません。



ニューパーガー・パーマン株式会社は、ニューパーガー・パーマン・グループの一員であり、日本における拠点です。ニューパーガー・パーマン・グループ・エルエルシーは、1939年創業、米国の独立系資産運用会社です。世界の運用拠点にて機関投資家や個人投資家向けに、様々な資産運用サービスを提供しています。

優先リートの実質的な運用は、ニューパーガー・パーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシーが行います。ニューパーガー・パーマン・グループ・エルエルシーの100%子会社であり、グループ内における株式、リート、債券に係る運用部門です。経験豊富な運用プロフェッショナルからなるチームがニューヨークを拠点に運用を行っています。

2 | 投資にあたっては、トップダウン分析、セクター・地域分析、ボトムアップ分析をもとに銘柄の選定を行います。また、個別銘柄の分析においては、経営陣の質や保有資産の価値、財務諸表の健全性、収益力などを基に銘柄の魅力度を総合的に判断します。

3 | ポートフォリオの構築にあたっては、銘柄毎のリスクおよびリターン水準、投資環境、流動性等を勘案して決定します。

4 「為替ヘッジあり」、「為替ヘッジなし」2つのファンドから選べます。

米国優先リートオープン(毎月決算型)(為替ヘッジあり)

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

米国優先リートオープン(毎月決算型)(為替ヘッジなし)

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

● 分配方針

毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

分配金の支払いイメージ



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、マネー・リクイディティ・マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

収益分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われます。分配金が支払われると、その金額相当分、ファンドの純資産が減少するため、基準価額は下がります。

※分配金の有無や金額は確定したものではありません。

ファンドで分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）の中から支払われる場合と、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合のイメージ



分配対象額 ①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の評価益を含む売買益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

分配準備積立金

期中収益 (①+②) のうち、決算時に分配に充てずファンド内部に留保した収益を積み立てたもので、次期以降の分配金に充てることができます。

収益調整金

追加購入により、既存投資者の分配対象額が希薄化しないようにするために設けられたものです。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金

個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



元本払戻金(特別分配金)

個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

（２）【ファンドの沿革】

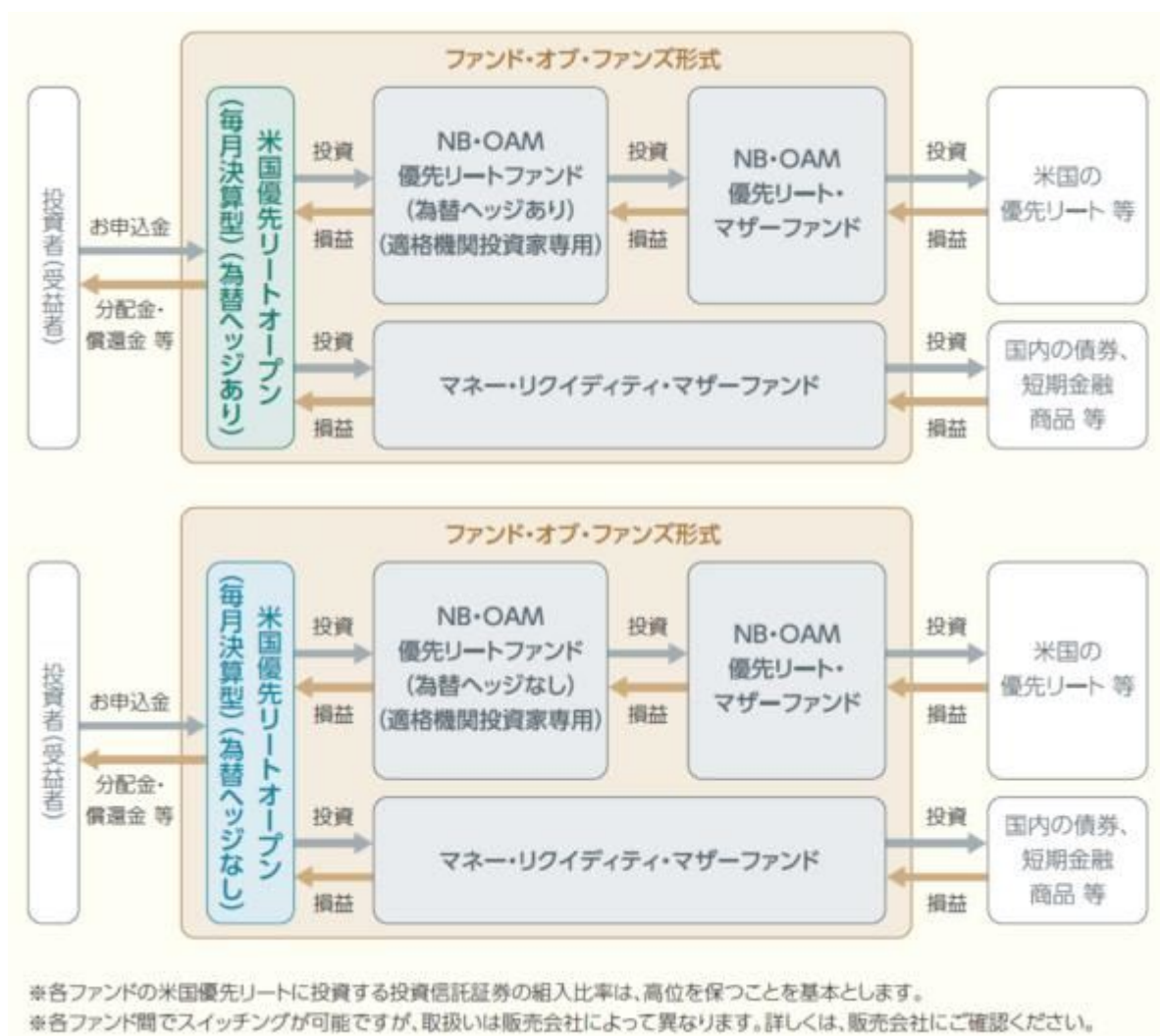
2015年3月20日 投資信託契約締結、設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

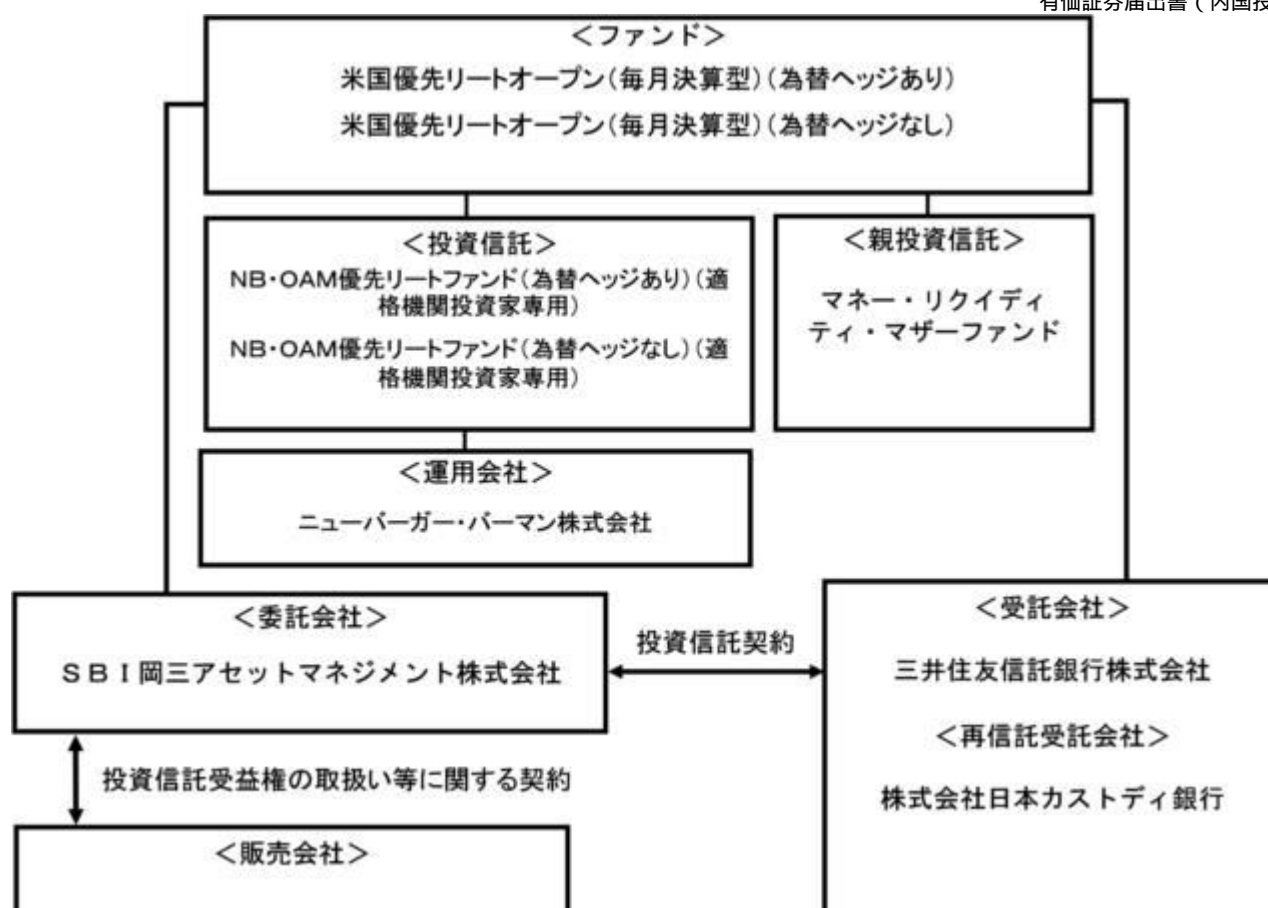
■ ファンド・オブ・ファンズの仕組み

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

ファンド・オブ・ファンズ形式とは、他の投資信託証券に投資することにより運用を行う形式です。



■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
投資対象とする投資信託の運用会社	投資対象とする投資信託の運用を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（2024年9月末日現在）

資本金
1億円

委託会社の沿革
1964年10月 6日

「日本投信委託株式会社」設立

2008年 4月 1日 岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジ
メント株式会社」に変更

2023年 7月 1日 商号を「SBI岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
SBI F S 合同会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	577,400株	51.0%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	554,701株	49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

内国証券投資信託の受益権および親投資信託の受益証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ．以下の投資信託証券への投資を通じて、主として米国の取引所に上場（上場予定を含みます。）している不動産投資信託または不動産投資法人が発行する優先証券（優先リート）に実質的に投資します。

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

・NB・OAM優先リートファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）

（実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。）

・マネー・リクイディティ・マザーファンド

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

・NB・OAM優先リートファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

（実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。）

・マネー・リクイディティ・マザーファンド

ロ．投資にあたっては、トップダウン分析、セクター・地域分析、ボトムアップ分析をもとに銘柄の選定を行います。また、個別銘柄の分析においては、経営陣の質や保有資産の価値、財務諸表の健全性、収益力などを基に銘柄の魅力度を総合的に判断します。

ハ．ポートフォリオの構築にあたっては、銘柄毎のリスクおよびリターンの水準、投資環境、流動性等を勘案して決定します。

ニ．各投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを基本とします。

ホ．資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券
ロ．金銭債権
ハ．約束手形

- b 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

■ 運用の指図範囲

- a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限り）に投資することを指図します。

イ．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

ロ．外国または外国の者の発行する証券または証書でイ．の証券の性質を有するもの

ハ．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

ニ．外国法人が発行する譲渡性預金証書

ホ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

- ・NB・OAM優先リートファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）
- ・マネー・リクイディティ・マザーファンド

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

- ・NB・OAM優先リートファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）
- ・マネー・リクイディティ・マザーファンド

- b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ．預金

ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ．コール・ローン

ニ．手形割引市場において売買される手形

c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)投資対象とする投資信託証券の概要

NB・OAM優先リートファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）

NB・OAM優先リートファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

運用会社	ニューバーガー・バーマン株式会社
基本方針	この投資信託は、NB・OAM優先リート・マザーファンド（以下、「マザーファンド」）への投資を通じて、実質的に主に米国優先リートから構成されるポートフォリオを構築し、安定したインカムゲインの確保による信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
投資対象	NB・OAM優先リート・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	（為替ヘッジあり） - マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として、米国の金融商品取引所等（これに準じるものを含みます。）に上場（上場予定を含みます。）している不動産投資信託及び不動産投資法人が発行する優先リートへの投資を通じ、安定したインカムリターンの確保による中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。また、普通リートにも投資することがあります。 - 優先リート及び普通リートへの投資割合は、原則として高位を維持します。 - 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。 - マザーファンドの運用にあたり、ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシーに外貨建資産の運用の指図に係る権限を委託します。 - 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。 （為替ヘッジなし） - マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として、米国の金融商品取引所等（これに準じるものを含みます。）に上場（上場予定を含みます。）している不動産投資信託及び不動産投資法人が発行する優先リートへの投資を通じ、安定したインカムリターンの確保による中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。また、普通リートにも投資することがあります。 - 優先リート及び普通リートへの投資割合は、原則として高位を維持します。 - 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 - マザーファンドの運用にあたり、ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシーに外貨建資産の運用の指図に係る権限を委託します。 - 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

主要な投資制限	1. マザーファンドの受益証券の投資割合には制限を設けません。 2. 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。 3. 外貨建資産への直接投資は行ないません。 4. 株式への直接投資は行ないません。 5. デリバティブの直接利用は行ないません。 6. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
マザーファンドの投資対象	米国の金融商品取引所等（これに準じるものを含みます。）に上場（上場予定を含みます。）している不動産投資信託及び不動産投資法人が発行する優先リートを主要投資対象とします。また、普通リートにも投資することがあります。
マザーファンドの投資態度	外貨建資産の運用の指図に係る権限をニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシーに委託します。 主として米国の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）している優先リートへの投資を通じ、安定したインカムリターンの確保による中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。また、普通リートにも投資することがあります。 優先リート及び普通リートへの投資割合は、原則として高位を維持します。 組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
決算日、分配方針	年12回、毎月8日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基き収益分配を行います。 1. 分配対象収益は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち当ファンドに帰属すべき配当等収益を含むものとします。 2. 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、分配を行わないことがあります。 3. 収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。
信託報酬	それぞれの純資産総額に年率0.649%（税抜0.59%）
その他の費用	申込手数料はありません。 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息、投資信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額等を、投資信託財産中から支弁します。

マナー・リクイディティ・マザーファンド

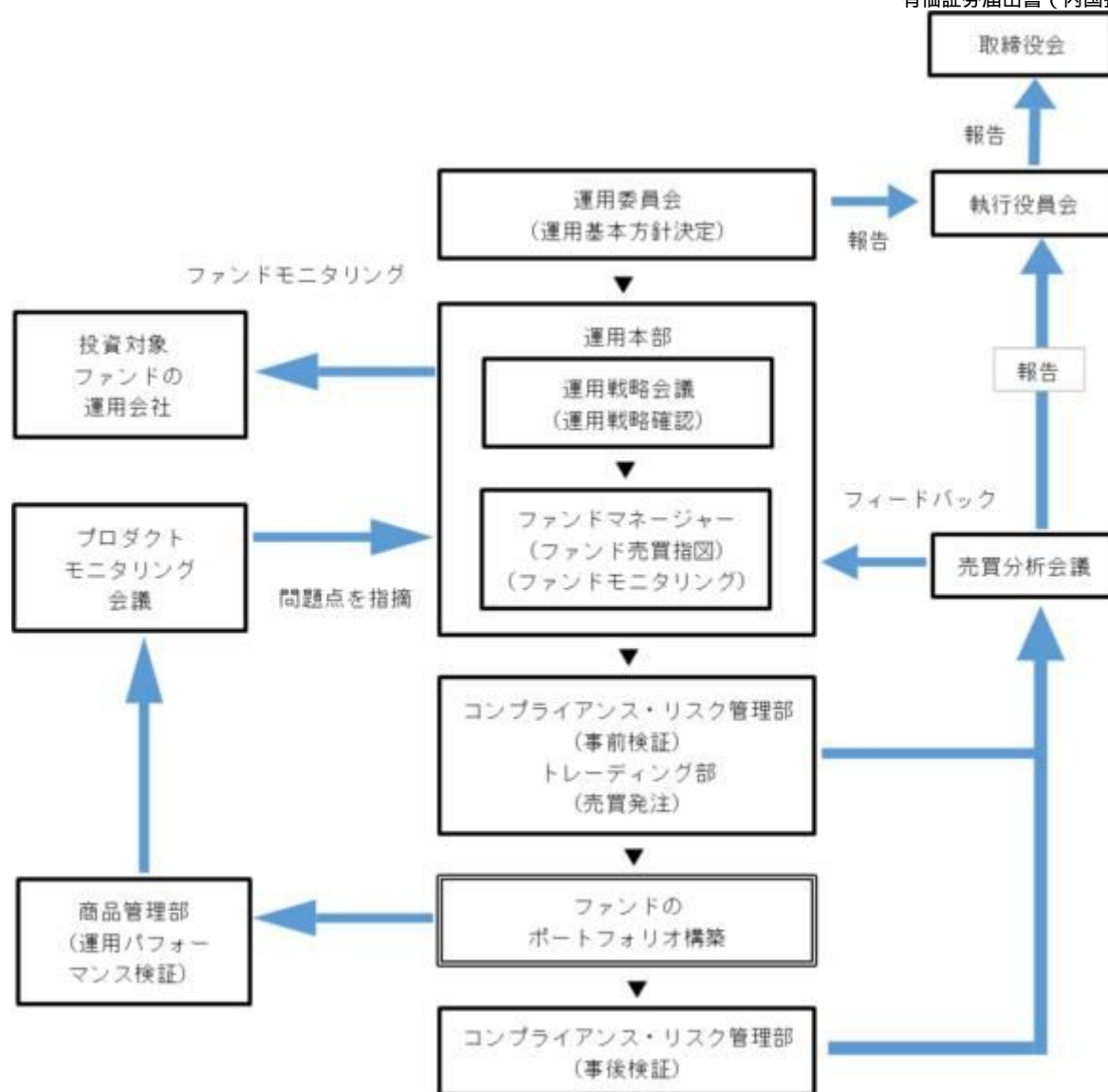
委託会社	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。
投資対象	わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。

投資態度	わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。 邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時において信用格付業者等から第二位（A-2格相当）以上の格付けを得ており、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。 デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年7月17日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（３）【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月1回開催)	運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用戦略会議 (月1回開催)	投資対象ファンドの運用戦略の確認を行います。
各運用部	ファンドマネージャーは、運用計画を策定し、運用計画に基づいて、投資対象ファンドの売買指図を行います。また、投資先ファンドの運用状況についてモニタリングを行います。
プロダクトモニタリング会議 (月1回開催)	運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部に問題点を指摘して改善を促します。
売買分析会議 (月1回開催)	運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告、及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。

業務審査委員会 （原則月1回開催）	運用指図や売買発注等において、事務処理ミスや法令諸規則違反等の適切な事案や事故が発生した場合に、その対応策や業務改善策等について審議し決定します。委員長はその結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議事項等を取締役会へ報告します。
トレーディング部 （6名程度）	売買発注を行うとともに、最良執行の観点から検証・分析を行います。
コンプライアンス・リスク管理部 （4～6名程度）	運用指図の事前検証および事後検証、法令諸規則及び約款等の遵守状況の確認等を行います。
商品管理部 （4～8名程度）	ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィードバックを行います。 また、投資対象ファンドとしての適切性の確認を定期的および必要に応じて行います。

■ 社内規程

委託会社は、ファンドの運用に関する社内規程等において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、「リスク管理規程」において運用に関するリスク（法令諸規則、運用財産の約款又は規約及び基本方針を逸脱した運用の実施、投資対象企業及び取引先の信用力低下、運用財産の資金の流動性低下等）を管理すべきリスクとして定め、運用本部及び運用本部から独立した部署がモニタリングや検証を通じて管理を行っています。

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

委託会社は、投資対象ファンドについて、ファンド運営の適切性や運用の継続性等を確認したうえで投資を行うとともに、投資対象ファンドの運用状況や投資対象ファンドの運用会社の業務運営態勢等に関し継続的にモニタリングを行うとともに、その分析・検証・評価を定期的および必要に応じて行います。

運用体制等につきましては、2024年9月末日現在のものであり、変更になることがあります。

（４）【分配方針】

- 毎月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、マネー・リクイディティ・マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

b 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

c 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

- 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。

(5) 【投資制限】

<約款に基づく投資制限>

- 株式への直接投資は行いません。
- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

■ 公社債の運用指図

国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。

■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

<関係法令に基づく投資制限>

委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、米国の優先リート等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

<投資リスク>

■ 不動産投資信託証券のリスク

・ 価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格は、保有不動産等の価値や賃料収入の増減等に加え、市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した不動産投資信託証券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した不動産投資信託証券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した不動産投資信託証券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

・ 信用リスク

支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合には、市場価格が大幅に下落する可能性があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

・ 業績悪化リスク

投資家から集めた資金や金融機関等からの借入金等を不動産に投資して、不動産から得られた利益を投資家に分配（配当）する金融商品です。したがって、不動産賃貸料の減少、不動産の売却損失の発生、借入金の金利負担の増加などにより、利益が減少する可能性があります。

・ 自然災害・環境問題等のリスク

実物資産であるオフィスビル、商業施設、賃貸マンション等の不動産に投資を行うことから、地震等の自然災害、火災、環境問題等の予測不可能な偶発事象などにより、ビルや施設等が倒壊、毀損し、大きな損失を被る可能性があります。

・ 法律改正・税制の変更等によるリスク

建築規制の強化、不動産にかかる税制の変更などにより、投資対象とする不動産の市場評価額が下落し、損失を被る可能性があります。また、不動産投資信託にかかる税制の変更等により、市場価格が下落する可能性があります。

・ 上場廃止リスク

取引所等が定める一定の基準に該当することにより、上場が廃止される可能性があります。

優先リーートの固有リスク

・ 繰上償還に伴うリスク

一般的に、優先リートには、繰上償還条項が付されていることが多く、繰上償還の実施は発行体が決定することになっています。繰上償還されることを前提として取引されている証券は、市場環境等の要因によって繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合には、当該証券の価格が下落することがあります。

・ 配当の繰り延べリスク

配当の支払い繰延条項が付されている優先リートには、発行体の財務状況や収益動向等の要因によって、配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。

この場合、期待される配当が得られないこととなり、優先リートの価格が下落する可能性があります。

■ 為替変動リスク

<為替ヘッジあり>

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。

投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。

投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指しますが、為替ヘッジの対象となる外貨建資産は市況動向により変動することから、為替変動リスクを完全にヘッジすることはできません。

<為替ヘッジなし>

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。

投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。

投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 流動性リスク

市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、取引価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

一般に優先リートは、普通リートと比べ市場規模が小さく取引量も少ないため、流動性リスクも相対的に高い傾向にあります。

基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

<留意事項>

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収

益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

<投資リスクに対する管理体制>（2024年9月末日現在）

- ・ 運用委員会において運用に関する内規の制定及び改廃、個別ファンドに係る運用リスク管理に関する事項を決定します。
- ・ コンプライアンス・リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

発注前の検証については、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるか否かについて伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。

発注後の検証については、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。
- ・ プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

(参考情報)

米国優先リートオープン(毎月決算型)(為替ヘッジあり)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※分配金再投資基準価額は、2019年10月末を10,000として指数化しております。

分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。

※年間騰落率は、2019年10月から2024年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	29.9	42.1	59.8	62.7	3.7	15.3	21.5
最小値	△ 26.7	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	△ 3.2	14.1	20.9	11.1	△ 1.5	5.2	6.8

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

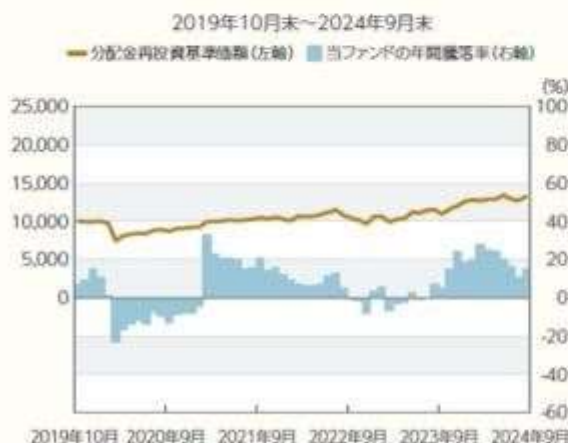
※2019年10月から2024年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

米国優先リートオープン(毎月決算型)(為替ヘッジなし)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※分配金再投資基準価額は、2019年10月末を10,000として指数化しております。

分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。

※年間騰落率は、2019年10月から2024年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	33.4	42.1	59.8	62.7	3.7	15.3	21.5
最小値	△ 23.6	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	6.6	14.1	20.9	11.1	△ 1.5	5.2	6.8

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2019年10月から2024年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・ マーケット・グローバル・ ディバースファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先（照会先）

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

「米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）」もしくは「米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）」の受益者が、各ファンド間でのスイッチング（乗換え）により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全

部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、ご換金時には、1口当たり、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%が信託財産留保額として控除されます。

（３）【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率1.133%（税抜1.03%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率0.44%（税抜0.40%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率0.66%（税抜0.60%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率0.033%（税抜0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

< 実質的な信託報酬の総額 >

各ファンドが組入れる「NB・OAM優先リートファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）」および「NB・OAM優先リートファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）」（以下、両ファンドを「投資信託証券」といいます。）の信託報酬は、計算期間を通じて毎日、当該投資信託証券の投資信託財産の純資産総額にそれぞれ年率0.649%（税抜0.59%）を乗じて得た額です。

「マネー・リクイディティ・マザーファンド」には、信託報酬はありません。

各ファンドは投資信託証券を組入れて運用を行いますので、ファンドの信託報酬に当該投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額にそれぞれ年率1.782%（税抜1.62%）程度を乗じて得た額となります。

実質的な信託報酬の総額は目安であり、組入れた投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

■ 信託報酬の支払い時期

毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。また、投資対象とする投資信託証券の組入有価証券の売買委託手数料等を間接的にご負担いただきます。
- ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0132%（税抜0.012%）を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映さ

れます。毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

- ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、投資対象とする投資信託証券の投資信託財産に関する租税、投資信託財産に関する受託事務の処理に要する費用、海外における資産の保管等に要する費用等につきましては、間接的に受益者の負担となります。

その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。なお、優先リートは市場の需給により価格形成されるため、優先リートの費用は表示しておりません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

■ 個人受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

償還金および解約金に対する課税

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

償還時および解約時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。

償還時および解約時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができ、損益通算が可能となります。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

ファンドは、NISAの対象ではありません。

■ その他

- ・ 配当控除の適用はありません。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記の内容は2024年9月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2024年3月16日～2024年9月17日)の総経費率(年率)

ファンド名	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
為替ヘッジあり	2.54%	1.13%	1.41%
為替ヘッジなし	2.01%	1.13%	0.88%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※その他費用の比率は、投資先ファンドおよびマザーファンドが支払った費用を含みます。

※ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

2024年 9月30日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

(1)【投資状況】

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	112,212,842	98.52
親投資信託受益証券	日本	344,718	0.30
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	1,339,554	1.18
合計（純資産総額）		113,897,114	100.00

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	953,118,051	98.30
親投資信託受益証券	日本	3,439,959	0.35
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	13,036,545	1.34
合計（純資産総額）		969,594,555	100.00

(参考) マネー・リクイディティ・マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	24,998,512	7.28
特殊債券	日本	243,191,526	70.86
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	75,014,257	21.86
合計（純資産総額）		343,204,295	100.00

(2)【投資資産】**【投資有価証券の主要銘柄】**

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	投資信託受益証券	N B ・ O A M優先リートファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	178,427,163	0.6204	110,696,211	0.6289	112,212,842	98.52
2	日本	親投資信託受益証券	マネー・リクイディティ・マザーファンド	344,994	0.9992	344,718	0.9992	344,718	0.30

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.52
親投資信託受益証券	0.30
合計	98.82

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	投資信託受益証券	N B ・ O A M優先リートファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	947,527,638	0.9774	926,199,157	1.0059	953,118,051	98.30
2	日本	親投資信託受益証券	マネー・リクイディティ・マザーファンド	3,442,714	0.9992	3,439,959	0.9992	3,439,959	0.35

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.30
親投資信託受益証券	0.35
合計	98.66

（参考）マネー・リクイディティ・マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
1	日本	特殊債券	第35回政府保証日本政策金融公庫債券	45,000,000	100.08	45,039,490	100.08	45,039,490	0.45	2025年3月14日	13.12
2	日本	特殊債券	第65回政府保証地方公共団体金融機構債券	43,000,000	100.02	43,010,185	100.02	43,010,185	0.539	2024年10月16日	12.53
3	日本	特殊債券	第69回政府保証地方公共団体金融機構債券	35,000,000	100.06	35,022,540	100.06	35,022,540	0.414	2025年2月17日	10.20
4	日本	特殊債券	第4回政府保証新関西国際空港債券	30,000,000	100.18	30,056,340	100.18	30,056,340	0.484	2025年6月13日	8.76
5	日本	特殊債券	第26回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	30,000,000	100.07	30,022,209	100.07	30,022,209	0.466	2024年12月12日	8.75
6	日本	国債証券	第1195回国庫短期証券	25,000,000	99.99	24,998,512	99.99	24,998,512	—	2024年11月20日	7.28
7	日本	特殊債券	第234回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	20,000,000	100.08	20,017,600	100.08	20,017,600	0.466	2024年12月27日	5.83
8	日本	特殊債券	第236回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	20,000,000	100.07	20,015,722	100.07	20,015,722	0.32	2025年1月31日	5.83

9	日本	特殊債券	第229回政府 保証日本高速道 路保有・債務返 済機構債券	20,000,000	100.03	20,007,440	100.03	20,007,440	0.539	2024年10 月31日	5.83
---	----	------	--	------------	--------	------------	--------	------------	-------	-----------------	------

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
国債証券	7.28
特殊債券	70.86
合計	78.14

【投資不動産物件】

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（参考）マネー・リクイディティ・マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（参考）マネー・リクイディティ・マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

		純資産総額(円)		基準価額（円） （1口当たり）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末	（2015年 9月15日）	112,425,436	113,366,640	0.9643	0.9723
第2特定期間末	（2016年 3月15日）	72,846,095	73,966,215	0.9693	0.9813
第3特定期間末	（2016年 9月15日）	399,729,167	402,459,188	0.9904	1.0024
第4特定期間末	（2017年 3月15日）	354,226,692	359,184,744	0.9323	0.9443
第5特定期間末	（2017年 9月15日）	272,813,127	276,784,052	0.9521	0.9641
第6特定期間末	（2018年 3月15日）	222,125,597	225,271,357	0.8937	0.9057
第7特定期間末	（2018年 9月18日）	167,358,436	169,807,684	0.9021	0.9141
第8特定期間末	（2019年 3月15日）	138,805,063	140,789,192	0.8915	0.9035
第9特定期間末	（2019年 9月17日）	145,988,756	147,938,537	0.8906	0.9026
第10特定期間末	（2020年 3月16日）	246,061,806	249,863,458	0.7279	0.7399

第11特定期間末	(2020年 9月15日)	258,682,405	262,666,473	0.7863	0.7983
第12特定期間末	(2021年 3月15日)	223,277,935	226,710,540	0.8222	0.8342
第13特定期間末	(2021年 9月15日)	168,506,978	171,312,260	0.8368	0.8488
第14特定期間末	(2022年 3月15日)	146,868,888	149,248,655	0.7590	0.7710
第15特定期間末	(2022年 9月15日)	112,186,033	114,276,050	0.6896	0.7016
第16特定期間末	(2023年 3月15日)	87,006,215	88,794,205	0.6020	0.6140
第17特定期間末	(2023年 9月15日)	142,513,171	144,494,620	0.5995	0.6115
第18特定期間末	(2024年 3月15日)	147,487,081	150,339,631	0.6204	0.6324
第19特定期間末	(2024年 9月17日)	123,690,048	126,439,220	0.6291	0.6411
2023年 9月末日		140,034,620	—	0.5891	—
10月末日		132,031,709	—	0.5554	—
11月末日		141,826,070	—	0.5966	—
12月末日		149,722,681	—	0.6298	—
2024年 1月末日		149,993,155	—	0.6310	—
2月末日		147,842,571	—	0.6219	—
3月末日		144,464,133	—	0.6094	—
4月末日		139,998,463	—	0.5905	—
5月末日		138,986,339	—	0.5863	—
6月末日		139,924,822	—	0.5902	—
7月末日		140,770,033	—	0.5938	—
8月末日		139,825,233	—	0.6087	—
9月末日		113,897,114	—	0.6378	—

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

		純資産総額(円)		基準価額（円） （1口当たり）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末	(2015年 9月15日)	17,271,016,204	17,482,436,622	0.9649	0.9769
第2特定期間末	(2016年 3月15日)	6,087,845,479	6,324,538,358	0.9169	0.9349
第3特定期間末	(2016年 9月15日)	4,158,418,559	4,251,859,854	0.8470	0.8650
第4特定期間末	(2017年 3月15日)	4,091,903,745	4,174,880,791	0.8971	0.9151
第5特定期間末	(2017年 9月15日)	3,412,847,297	3,488,054,564	0.8821	0.9001
第6特定期間末	(2018年 3月15日)	2,340,481,588	2,399,165,289	0.7992	0.8172
第7特定期間末	(2018年 9月18日)	2,104,063,406	2,151,635,586	0.8522	0.8702
第8特定期間末	(2019年 3月15日)	1,735,466,796	1,776,296,234	0.8520	0.8700
第9特定期間末	(2019年 9月17日)	1,734,317,451	1,769,925,892	0.8294	0.8474
第10特定期間末	(2020年 3月16日)	1,736,358,274	1,779,764,183	0.6690	0.6870
第11特定期間末	(2020年 9月15日)	2,037,975,733	2,087,662,120	0.7156	0.7336
第12特定期間末	(2021年 3月15日)	2,116,010,995	2,166,691,870	0.7671	0.7851
第13特定期間末	(2021年 9月15日)	1,735,978,455	1,780,934,830	0.7790	0.7970
第14特定期間末	(2022年 3月15日)	1,313,007,227	1,346,548,475	0.7588	0.7768
第15特定期間末	(2022年 9月15日)	1,232,107,935	1,260,965,703	0.8445	0.8625
第16特定期間末	(2023年 3月15日)	1,109,952,839	1,136,116,065	0.7221	0.7401

第17特定期間末	(2023年 9月15日)	1,322,516,207	1,351,047,460	0.8114	0.8294
第18特定期間末	(2024年 3月15日)	1,253,635,876	1,280,961,046	0.8733	0.8913
第19特定期間末	(2024年 9月17日)	924,328,117	946,180,735	0.8695	0.8875
	2023年 9月末日	1,325,369,898	—	0.8095	—
	10月末日	1,225,922,763	—	0.7687	—
	11月末日	1,247,205,329	—	0.8147	—
	12月末日	1,276,673,204	—	0.8370	—
	2024年 1月末日	1,285,990,855	—	0.8760	—
	2月末日	1,282,024,224	—	0.8853	—
	3月末日	1,246,760,136	—	0.8760	—
	4月末日	1,186,754,999	—	0.8849	—
	5月末日	1,115,683,217	—	0.8822	—
	6月末日	1,110,537,096	—	0.9160	—
	7月末日	999,386,712	—	0.8784	—
	8月末日	931,540,863	—	0.8619	—
	9月末日	969,594,555	—	0.8947	—

【分配の推移】

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

	期間	分配金 (1口当たり)
第1特定期間	2015年 3月20日～2015年 9月15日	0.0080円
第2特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	0.0120円
第3特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	0.0120円
第4特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	0.0120円
第5特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	0.0120円
第6特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	0.0120円
第7特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	0.0120円
第8特定期間	2018年 9月19日～2019年 3月15日	0.0120円
第9特定期間	2019年 3月16日～2019年 9月17日	0.0120円
第10特定期間	2019年 9月18日～2020年 3月16日	0.0120円
第11特定期間	2020年 3月17日～2020年 9月15日	0.0120円
第12特定期間	2020年 9月16日～2021年 3月15日	0.0120円
第13特定期間	2021年 3月16日～2021年 9月15日	0.0120円
第14特定期間	2021年 9月16日～2022年 3月15日	0.0120円
第15特定期間	2022年 3月16日～2022年 9月15日	0.0120円
第16特定期間	2022年 9月16日～2023年 3月15日	0.0120円
第17特定期間	2023年 3月16日～2023年 9月15日	0.0120円
第18特定期間	2023年 9月16日～2024年 3月15日	0.0120円
第19特定期間	2024年 3月16日～2024年 9月17日	0.0120円

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

	期間	分配金 (1口当たり)
第1特定期間	2015年 3月20日～2015年 9月15日	0.0120円
第2特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	0.0180円
第3特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	0.0180円
第4特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	0.0180円
第5特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	0.0180円
第6特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	0.0180円
第7特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	0.0180円
第8特定期間	2018年 9月19日～2019年 3月15日	0.0180円
第9特定期間	2019年 3月16日～2019年 9月17日	0.0180円
第10特定期間	2019年 9月18日～2020年 3月16日	0.0180円
第11特定期間	2020年 3月17日～2020年 9月15日	0.0180円
第12特定期間	2020年 9月16日～2021年 3月15日	0.0180円
第13特定期間	2021年 3月16日～2021年 9月15日	0.0180円
第14特定期間	2021年 9月16日～2022年 3月15日	0.0180円
第15特定期間	2022年 3月16日～2022年 9月15日	0.0180円
第16特定期間	2022年 9月16日～2023年 3月15日	0.0180円
第17特定期間	2023年 3月16日～2023年 9月15日	0.0180円
第18特定期間	2023年 9月16日～2024年 3月15日	0.0180円
第19特定期間	2024年 3月16日～2024年 9月17日	0.0180円

【収益率の推移】

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

	期間	収益率（％）
第1特定期間	2015年 3月20日～2015年 9月15日	2.8
第2特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	1.8
第3特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	3.4
第4特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	4.7
第5特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	3.4
第6特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	4.9
第7特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	2.3
第8特定期間	2018年 9月19日～2019年 3月15日	0.2
第9特定期間	2019年 3月16日～2019年 9月17日	1.2
第10特定期間	2019年 9月18日～2020年 3月16日	16.9
第11特定期間	2020年 3月17日～2020年 9月15日	9.7
第12特定期間	2020年 9月16日～2021年 3月15日	6.1
第13特定期間	2021年 3月16日～2021年 9月15日	3.2
第14特定期間	2021年 9月16日～2022年 3月15日	7.9
第15特定期間	2022年 3月16日～2022年 9月15日	7.6
第16特定期間	2022年 9月16日～2023年 3月15日	11.0
第17特定期間	2023年 3月16日～2023年 9月15日	1.6

第18特定期間	2023年 9月16日～2024年 3月15日	5.5
第19特定期間	2024年 3月16日～2024年 9月17日	3.3

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

	期間	収益率（％）
第1特定期間	2015年 3月20日～2015年 9月15日	2.3
第2特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	3.1
第3特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	5.7
第4特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	8.0
第5特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	0.3
第6特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	7.4
第7特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	8.9
第8特定期間	2018年 9月19日～2019年 3月15日	2.1
第9特定期間	2019年 3月16日～2019年 9月17日	0.5
第10特定期間	2019年 9月18日～2020年 3月16日	17.2
第11特定期間	2020年 3月17日～2020年 9月15日	9.7
第12特定期間	2020年 9月16日～2021年 3月15日	9.7
第13特定期間	2021年 3月16日～2021年 9月15日	3.9
第14特定期間	2021年 9月16日～2022年 3月15日	0.3
第15特定期間	2022年 3月16日～2022年 9月15日	13.7
第16特定期間	2022年 9月16日～2023年 3月15日	12.4
第17特定期間	2023年 3月16日～2023年 9月15日	14.9
第18特定期間	2023年 9月16日～2024年 3月15日	9.8
第19特定期間	2024年 3月16日～2024年 9月17日	1.6

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1特定期間	121,804,650	5,211,090
第2特定期間	18,737,129	60,176,539
第3特定期間	369,252,063	40,784,225
第4特定期間	35,777,343	59,435,753
第5特定期間	35,842,507	129,274,025
第6特定期間	0	37,982,658
第7特定期間	12,762,846	75,800,723
第8特定期間	0	29,816,197
第9特定期間	28,675,655	20,450,283
第10特定期間	196,255,044	22,136,697
第11特定期間	0	9,049,774
第12特定期間	8,888,844	66,324,159

第13特定期間	0	70,182,095
第14特定期間	645,412	8,512,811
第15特定期間	3,061,044	33,877,552
第16特定期間	0	18,151,747
第17特定期間	156,254,287	63,077,828
第18特定期間	0	0
第19特定期間	0	41,103,258

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1特定期間	18,106,250,588	206,375,068
第2特定期間	748,082,964	12,008,689,079
第3特定期間	887,203,520	2,616,821,163
第4特定期間	1,132,877,637	1,481,183,929
第5特定期間	349,331,328	1,041,552,401
第6特定期間	99,331,072	1,039,757,461
第7特定期間	149,581,996	609,257,556
第8特定期間	73,807,081	505,994,444
第9特定期間	351,774,657	297,450,491
第10特定期間	913,537,762	409,211,366
第11特定期間	404,252,915	151,900,264
第12特定期間	140,891,110	230,404,407
第13特定期間	324,348,053	854,285,576
第14特定期間	50,137,364	548,157,857
第15特定期間	364,678,836	636,049,785
第16特定期間	184,224,836	106,136,495
第17特定期間	414,029,922	321,217,190
第18特定期間	35,741,610	230,091,730
第19特定期間	0	372,452,006

参考情報

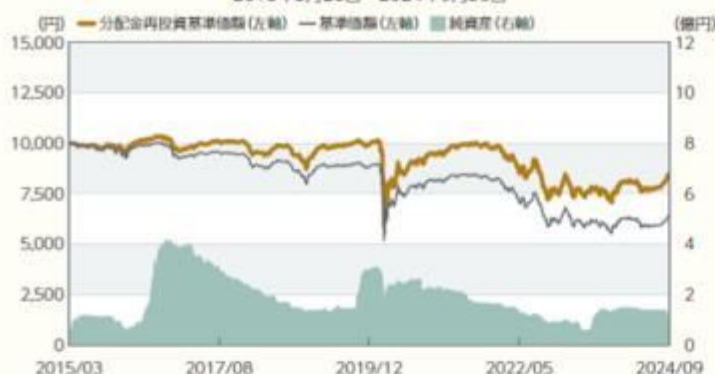
2024年9月30日現在

運用実績

米国優先リートオープン(毎月決算型)(為替ヘッジあり)

● 基準価額・純資産の推移

2015年3月20日～2024年9月30日



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

● 分配金の推移

2024年 9月	20円
2024年 8月	20円
2024年 7月	20円
2024年 6月	20円
2024年 5月	20円
直近1年累計	240円
設定来累計	2,240円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

● 主な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	純資産比率
NB・OAM優先リートファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	98.52%
マネー・リクイディティ・マザーファンド	0.30%

組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

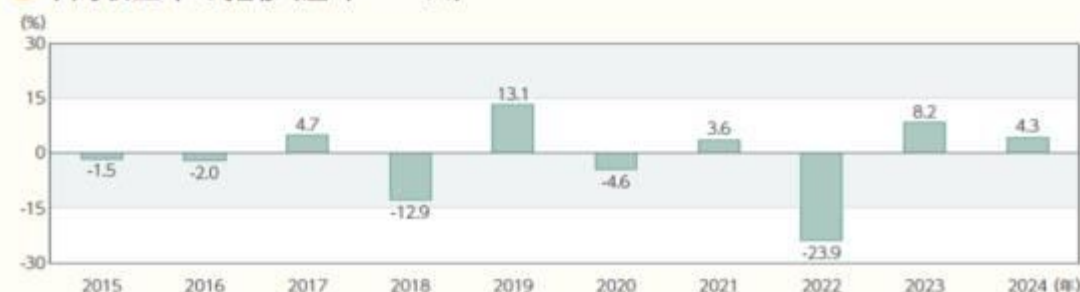
NB・OAM優先リート・マザーファンド

銘柄名	純資産比率
リージェンシー・センタース	7.4%
UMHプロパティーズ	5.2%
デジタル・リアルティートラスト	4.3%
サミット・ホテル・プロパティーズ(シリーズF)	4.2%
ソール・センタース	4.0%
SLグリーン・リアルティ	4.0%
パブリック・ストレージ	3.6%
サミット・ホテル・プロパティーズ(シリーズE)	3.3%
ペブルブルック・ホテル・トラスト	3.0%
サンストーン・ホテル・インバスターズ	2.8%

※比率はNB・OAM優先リート・マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

※投資対象ファンドの実質的な運用会社であるニューバーガー・パーマニ・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシーのデータを基にSBI岡三アセットマネジメントが作成しています。

● 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンド内にはベンチマークはありません。

※2015年はファンドの設定日から年末まで、2024年は年初から9月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等

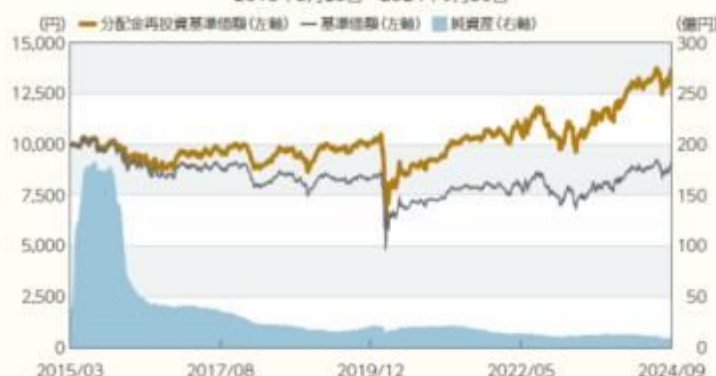
2024年9月30日現在

運用実績

米国優先リートオープン(毎月決算型)(為替ヘッジなし)

● 基準価額・純資産の推移

2015年3月20日～2024年9月30日



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

● 分配金の推移

2024年 9月	30円
2024年 8月	30円
2024年 7月	30円
2024年 6月	30円
2024年 5月	30円
直近1年累計	360円
設定来累計	3,360円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

● 主な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	純資産比率
NB・OAM優先リートファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)	98.30%
マネー・リクイディティ・マザーファンド	0.35%

組入上位銘柄 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

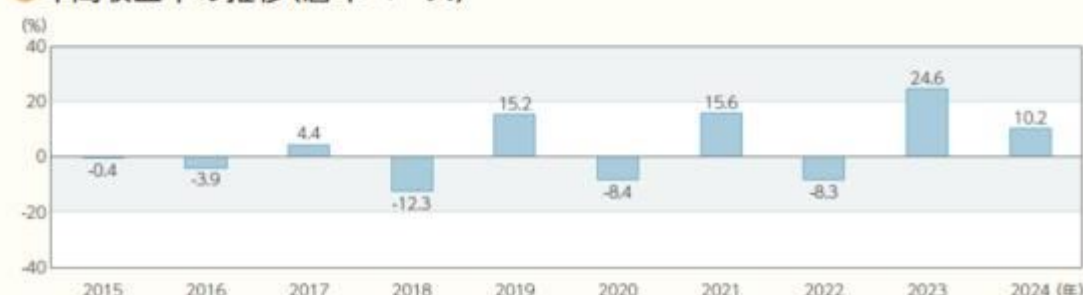
NB・OAM優先リート・マザーファンド

銘柄名	純資産比率
リー・ジェンシー・センタース	7.4%
UMHプロパティーズ	5.2%
デジタル・リアルティ・トラスト	4.3%
サミット・ホテル・プロパティーズ(シリーズF)	4.2%
ソール・センタース	4.0%
SLグリーン・リアルティ	4.0%
パブリック・ストレージ	3.6%
サミット・ホテル・プロパティーズ(シリーズE)	3.3%
ペブルブルック・ホテル・トラスト	3.0%
サンストーン・ホテル・インベスターズ	2.8%

※比率はNB・OAM優先リート・マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

※投資対象ファンドの実質的な運用会社であるニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシーのデータを基にSBI岡三アセットマネジメントが作成しています。

● 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2015年はファンドの設定日から年末まで、2024年は年初から9月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの
目的・特色投資
リスク

運用実績

手続・
手数料等

1【申込（販売）手続等】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、委託会社は、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。

■ 取得申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

- ・ ニューヨークの取引所もしくは銀行の休業日

「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 取得申込受付時間

原則として、取得の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■ 取得申込手続

- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・ 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- ・ 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
- ・ 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。
- ・ 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合は、決算日の基準価額とします。
- ・ 申込代金は、申込価額に申込口数を乗じて得た額に、申込手数料（消費税等相当額を含みま

す。)を加算した額です。

- ・ 申込代金は、販売会社が定める期日までにお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

申込（販売）手続等に関するお問い合わせ先（照会先）

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■ 換金申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、換金申込みの受付を行いません。

- ・ ニューヨークの取引所もしくは銀行の休業日

「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 換金申込受付時間

原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。
解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社を通じてお支払いします。なお、投資対象とする投資信託証券にかかる解約請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約代金の支払いが遅延する場合があります。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 委託会社は、投資対象とする投資信託証券にかかる解約請求の受付の中止および取消、取引所

における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することができるとします。

- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日（ただし、申込不可日を除きます。）に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

換金（解約）手続等に関するお問い合わせ先（照会先）

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ 投資信託証券の評価

内国投資信託証券は、投資信託証券の基準価額で評価します。

マザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

お問い合わせ先（照会先）

SBI岡三アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は、2015年3月20日から2025年3月14日までとします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

また、受益者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。

（４）【計算期間】

計算期間は、原則として、毎月16日から翌月15日までとします。

また、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

■ 投資信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が5億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、aの事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e bからdまでの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってbからdまでの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

■ 投資信託契約に関する監督官庁の命令

- a 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定にしたがいます。

■ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b aの規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

■ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - b 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
- a 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
 - b 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 投資信託約款の変更等
- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - b 委託会社は、aの事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - e 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - f bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - g aからfまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- 反対受益者の受益権買取請求の不適用
- ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金と

して支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約（繰上償還）または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

■ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

■ 運用報告書の交付

委託会社は、毎特定期間（原則として、毎年3月16日から9月15日まで、9月16日から翌年3月15日までとします。）終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、株式会社日本カストディ銀行は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19特定期間(2024年 3月16日から2024年 9月17日まで)の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第18特定期間末 (2024年 3月15日現在)	第19特定期間末 (2024年 9月17日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	100,311	819,526
コール・ローン	2,638,328	11,928,397
投資信託受益証券	145,013,893	130,152,391
親投資信託受益証券	344,649	344,718
未収入金	-	1,500,000
未収利息	-	66
流動資産合計	148,097,181	144,745,098
資産合計	148,097,181	144,745,098
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	475,425	393,218
未払解約金	-	20,518,457
未払受託者報酬	3,877	4,129
未払委託者報酬	129,252	137,606
未払利息	1	-
その他未払費用	1,545	1,640
流動負債合計	610,100	21,055,050
負債合計	610,100	21,055,050
純資産の部		
元本等		
元本	*1 237,712,668	*1 196,609,410
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	90,225,587	72,919,362
（分配準備積立金）	7,075,545	6,066,905
元本等合計	147,487,081	123,690,048
純資産合計	*3 147,487,081	*3 123,690,048
負債純資産合計	148,097,181	144,745,098

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18特定期間 自 2023年 9月16日 至 2024年 3月15日	第19特定期間 自 2024年 3月16日 至 2024年 9月17日
営業収益		
受取配当金	3,553,680	3,514,027
受取利息	7	985
有価証券売買等損益	5,093,576	1,538,567
営業収益合計	8,647,263	5,053,579
営業費用		
支払利息	258	2
受託者報酬	23,625	23,653
委託者報酬	787,490	788,404
その他費用	9,430	9,393
営業費用合計	820,803	821,452
営業利益又は営業損失（ ）	7,826,460	4,232,127
経常利益又は経常損失（ ）	7,826,460	4,232,127
当期純利益又は当期純損失（ ）	7,826,460	4,232,127
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-	719,407
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	95,199,497	90,225,587
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	16,542,677
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	16,542,677
分配金	*1 2,852,550	*1 2,749,172
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	90,225,587	72,919,362

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	第19特定期間 自 2024年 3月16日 至 2024年 9月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準		受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため財務諸表を6ヵ月毎に作成しており、当特定期間末が休日のため、2024年 3月16日から2024年 9月17日までを特定期間としております。

(貸借対照表に関する注記)

第18特定期間末 (2024年 3月15日現在)		第19特定期間末 (2024年 9月17日現在)	
*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数	237,712,668口	*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数	196,609,410口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額		2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	
元本の欠損	90,225,587円	元本の欠損	72,919,362円
*3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額		*3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	0.6204円	1口当たりの純資産額	0.6291円
(10,000口当たりの純資産額)	6,204円)	(10,000口当たりの純資産額)	6,291円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18特定期間 自 2023年 9月16日 至 2024年 3月15日		第19特定期間 自 2024年 3月16日 至 2024年 9月17日	
*1. 分配金の計算過程		*1. 分配金の計算過程	
第103計算期間(2023年 9月16日～2023年10月16日)		第109計算期間(2024年 3月16日～2024年 4月15日)	
費用控除後の配当等収A	457,197円	費用控除後の配当等収A	448,950円
益額		益額	
費用控除後・繰越欠損B	0円	費用控除後・繰越欠損B	0円
金補填後の有価証券売買等損益額		金補填後の有価証券売買等損益額	
収益調整金額 C	31,087,175円	収益調整金額 C	31,002,766円
分配準備積立金額 D	6,857,297円	分配準備積立金額 D	7,057,487円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	38,401,669円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	38,509,203円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存F	237,712,668口	当ファンドの期末残存F	237,067,256口
口数		口数	
10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000	1,615円	10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000	1,624円
配対象額		配対象額	
10,000口当たり分配金 H	20円	10,000口当たり分配金 H	20円
額		額	
収益分配金金額 I=F*H/10,000	475,425円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	474,134円
第104計算期間(2023年10月17日～2023年11月15日)		第110計算期間(2024年 4月16日～2024年 5月15日)	
費用控除後の配当等収A	581,094円	費用控除後の配当等収A	459,262円
益額		益額	
費用控除後・繰越欠損B	0円	費用控除後・繰越欠損B	0円
金補填後の有価証券売買等損益額		金補填後の有価証券売買等損益額	

第18特定期間 自 2023年 9月16日 至 2024年 3月15日			第19特定期間 自 2024年 3月16日 至 2024年 9月17日		
収益調整金額	C	31,087,175円	収益調整金額	C	31,002,766円
分配準備積立金額	D	6,839,069円	分配準備積立金額	D	7,032,303円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D		38,507,338円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D		38,494,331円
収益額			収益額		
当ファンドの期末残存 F		237,712,668口	当ファンドの期末残存 F		237,067,256口
口数			口数		
10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000		1,619円	10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000		1,623円
配対象額			配対象額		
10,000口当たり分配金 H		20円	10,000口当たり分配金 H		20円
額			額		
収益分配金金額 I=F*H/10,000		475,425円	収益分配金金額 I=F*H/10,000		474,134円
第105計算期間(2023年11月16日～2023年12月15日)			第111計算期間(2024年 5月16日～2024年 6月17日)		
費用控除後の配当等収 A		581,734円	費用控除後の配当等収 A		445,523円
益額			益額		
費用控除後・繰越欠損 B		0円	費用控除後・繰越欠損 B		0円
金補填後の有価証券売			金補填後の有価証券売		
買等損益額			買等損益額		
収益調整金額	C	31,087,175円	収益調整金額	C	31,002,766円
分配準備積立金額	D	6,944,738円	分配準備積立金額	D	7,017,431円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D		38,613,647円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D		38,465,720円
収益額			収益額		
当ファンドの期末残存 F		237,712,668口	当ファンドの期末残存 F		237,067,256口
口数			口数		
10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000		1,624円	10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000		1,622円
配対象額			配対象額		
10,000口当たり分配金 H		20円	10,000口当たり分配金 H		20円
額			額		
収益分配金金額 I=F*H/10,000		475,425円	収益分配金金額 I=F*H/10,000		474,134円
第106計算期間(2023年12月16日～2024年 1月15日)			第112計算期間(2024年 6月18日～2024年 7月16日)		
費用控除後の配当等収 A		545,426円	費用控除後の配当等収 A		545,214円
益額			益額		
費用控除後・繰越欠損 B		0円	費用控除後・繰越欠損 B		0円
金補填後の有価証券売			金補填後の有価証券売		
買等損益額			買等損益額		
収益調整金額	C	31,087,175円	収益調整金額	C	31,002,766円
分配準備積立金額	D	7,051,047円	分配準備積立金額	D	6,988,820円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D		38,683,648円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D		38,536,800円
収益額			収益額		
当ファンドの期末残存 F		237,712,668口	当ファンドの期末残存 F		237,067,256口
口数			口数		
10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000		1,627円	10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000		1,625円
配対象額			配対象額		
10,000口当たり分配金 H		20円	10,000口当たり分配金 H		20円
額			額		
収益分配金金額 I=F*H/10,000		475,425円	収益分配金金額 I=F*H/10,000		474,134円
第107計算期間(2024年 1月16日～2024年 2月15日)			第113計算期間(2024年 7月17日～2024年 8月15日)		
費用控除後の配当等収 A		447,611円	費用控除後の配当等収 A		539,526円
益額			益額		
費用控除後・繰越欠損 B		0円	費用控除後・繰越欠損 B		0円
金補填後の有価証券売			金補填後の有価証券売		
買等損益額			買等損益額		
収益調整金額	C	31,087,175円	収益調整金額	C	30,040,495円
分配準備積立金額	D	7,121,048円	分配準備積立金額	D	6,852,291円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D		38,655,834円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D		37,432,312円
収益額			収益額		
当ファンドの期末残存 F		237,712,668口	当ファンドの期末残存 F		229,709,076口
口数			口数		
10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000		1,626円	10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000		1,629円
配対象額			配対象額		
10,000口当たり分配金 H		20円	10,000口当たり分配金 H		20円
額			額		
収益分配金金額 I=F*H/10,000		475,425円	収益分配金金額 I=F*H/10,000		459,418円
第108計算期間(2024年 2月16日～2024年 3月15日)			第114計算期間(2024年 8月16日～2024年 9月17日)		
費用控除後の配当等収 A		457,736円	費用控除後の配当等収 A		494,514円
益額			益額		
費用控除後・繰越欠損 B		0円	費用控除後・繰越欠損 B		0円
金補填後の有価証券売			金補填後の有価証券売		
買等損益額			買等損益額		

第18特定期間 自 2023年 9月16日 至 2024年 3月15日			第19特定期間 自 2024年 3月16日 至 2024年 9月17日		
収益調整金額	C	31,087,175円	収益調整金額	C	25,711,906円
分配準備積立金額	D	7,093,234円	分配準備積立金額	D	5,965,609円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D		38,638,145円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D		32,172,029円
収益額			収益額		
当ファンドの期末残存 F		237,712,668口	当ファンドの期末残存 F		196,609,410口
口数			口数		
10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000		1,625円	10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000		1,636円
配対象額			配対象額		
10,000口当たり分配金 H		20円	10,000口当たり分配金 H		20円
額			額		
収益分配金金額	I=F*H/10,000	475,425円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	393,218円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	第18特定期間 自 2023年 9月16日 至 2024年 3月15日	第19特定期間 自 2024年 3月16日 至 2024年 9月17日
項 目		
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「（4）附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カウンターリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましても、信用リスク等を有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別	第18特定期間末 （ 2024年 3月15日現在 ）	第19特定期間末 （ 2024年 9月17日現在 ）
項 目		
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第18特定期間 自 2023年 9月16日 至 2024年 3月15日	第19特定期間 自 2024年 3月16日 至 2024年 9月17日
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第19特定期間 自 2024年 3月16日 至 2024年 9月17日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第18特定期間末 （2024年 3月15日現在）	第19特定期間末 （2024年 9月17日現在）
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額237,712,668円	期首元本額237,712,668円
期中追加設定元本額- 円	期中追加設定元本額- 円
期中一部解約元本額- 円	期中一部解約元本額41,103,258円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

第18特定期間末（2024年 3月15日現在）

（単位：円）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,753,149
親投資信託受益証券	-
合計	1,753,149

第19特定期間末（2024年 9月17日現在）

（単位：円）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	6,083,848
親投資信託受益証券	35
合計	6,083,883

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

1. 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	N B ・ O A M優先リートファンド （為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	209,787,865	130,152,391	
	計	銘柄数：1	209,787,865	130,152,391	
		組入時価比率：105.2%		100.0%	
	投資信託受益証券合計			130,152,391	

親投資信託受益証券	日本円	マネー・リクイディティ・マザーファンド	344,994	344,718	
	計	銘柄数：1	344,994	344,718	
		組入時価比率：0.3%		100.0%	
	親投資信託受益証券合計				344,718
合計				130,497,109	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. 親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

【米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第18特定期間末 (2024年 3月15日現在)	第19特定期間末 (2024年 9月17日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,183,853	1,209,678
コール・ローン	31,136,948	17,607,155
投資信託受益証券	1,233,229,831	909,636,530
親投資信託受益証券	3,439,271	3,439,959
未収利息	-	97
流動資産合計	1,268,989,903	931,893,419
資産合計	1,268,989,903	931,893,419
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,306,640	3,189,284
未払解約金	9,885,839	3,404,596
未払受託者報酬	33,440	27,969
未払委託者報酬	1,114,647	932,276
未払利息	11	-
その他未払費用	13,450	11,177
流動負債合計	15,354,027	7,565,302
負債合計	15,354,027	7,565,302
純資産の部		
元本等		
元本	*1 1,435,546,989	*1 1,063,094,983
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	181,911,113	138,766,866
（分配準備積立金）	105,688,679	96,922,092
元本等合計	1,253,635,876	924,328,117
純資産合計	*3 1,253,635,876	*3 924,328,117
負債純資産合計	1,268,989,903	931,893,419

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18特定期間 自 2023年 9月16日 至 2024年 3月15日	第19特定期間 自 2024年 3月16日 至 2024年 9月17日
営業収益		
受取配当金	32,220,935	25,784,827
受取利息	90	8,072
有価証券売買等損益	95,407,128	907,387
営業収益合計	127,628,153	26,700,286
営業費用		
支払利息	3,179	32
受託者報酬	210,148	184,747
委託者報酬	7,004,775	6,158,110
その他費用	85,055	73,856
営業費用合計	7,303,157	6,416,745
営業利益又は営業損失（ ）	120,324,996	20,283,541
経常利益又は経常損失（ ）	120,324,996	20,283,541
当期純利益又は当期純損失（ ）	120,324,996	20,283,541
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	180,888	124,583
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	307,380,902	181,911,113
剰余金増加額又は欠損金減少額	39,405,530	44,588,741
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	39,405,530	44,588,741
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,754,679	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,754,679	-
分配金	*1 27,325,170	*1 21,852,618
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	181,911,113	138,766,866

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	期 別	第19特定期間 自 2024年 3月16日 至 2024年 9月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準		受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため財務諸表を6ヵ月毎に作成しており、当特定期間末が休日のため、2024年 3月16日から2024年 9月17日までを特定期間としております。

（貸借対照表に関する注記）

第18特定期間末 (2024年 3月15日現在)		第19特定期間末 (2024年 9月17日現在)	
*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数	1,435,546,989口	*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数	1,063,094,983口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額		2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	
元本の欠損	181,911,113円	元本の欠損	138,766,866円
*3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額		*3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	0.8733円	1口当たりの純資産額	0.8695円
(10,000口当たりの純資産額)	8,733円)	(10,000口当たりの純資産額)	8,695円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第18特定期間 自 2023年 9月16日 至 2024年 3月15日		第19特定期間 自 2024年 3月16日 至 2024年 9月17日	
*1. 分配金の計算過程 第103計算期間(2023年 9月16日～2023年10月16日)		*1. 分配金の計算過程 第109計算期間(2024年 3月16日～2024年 4月15日)	
費用控除後の配当等収A	4,420,085円	費用控除後の配当等収A	3,688,281円
益額		益額	
費用控除後・繰越欠損B	0円	費用控除後・繰越欠損B	0円
金補填後の有価証券売買等損益額		金補填後の有価証券売買等損益額	
収益調整金額 C	81,031,918円	収益調整金額 C	69,888,986円
分配準備積立金額 D	14,768,821円	分配準備積立金額 D	102,138,897円
当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	100,220,824円	当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	175,716,164円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存F	1,613,304,185口	当ファンドの期末残存F	1,385,706,663口
口数		口数	
10,000口当たり収益分G=E/F*10,000	621円	10,000口当たり収益分G=E/F*10,000	1,268円
配対象額		配対象額	
10,000口当たり分配金H	30円	10,000口当たり分配金H	30円
額		額	
収益分配金金額 I=F*H/10,000	4,839,912円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	4,157,119円
第104計算期間(2023年10月17日～2023年11月15日)		第110計算期間(2024年 4月16日～2024年 5月15日)	
費用控除後の配当等収A	5,469,139円	費用控除後の配当等収A	4,383,626円
益額		益額	
費用控除後・繰越欠損B	7,662,014円	費用控除後・繰越欠損B	0円
金補填後の有価証券売買等損益額		金補填後の有価証券売買等損益額	

第18特定期間 自 2023年 9月16日 至 2024年 3月15日			第19特定期間 自 2024年 3月16日 至 2024年 9月17日		
収益調整金額	C	79,405,167円	収益調整金額	C	65,931,181円
分配準備積立金額	D	14,049,903円	分配準備積立金額	D	96,095,093円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D		106,586,223円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D		166,409,900円
収益額			収益額		
当ファンドの期末残存 F		1,579,597,184口	当ファンドの期末残存 F		1,307,234,602口
口数			口数		
10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000		674円	10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000		1,272円
配対象額			配対象額		
10,000口当たり分配金 H		30円	10,000口当たり分配金 H		30円
額			額		
収益分配金金額 I=F*H/10,000		4,738,791円	収益分配金金額 I=F*H/10,000		3,921,703円
第105計算期間(2023年11月16日～2023年12月15日)			第111計算期間(2024年 5月16日～2024年 6月17日)		
費用控除後の配当等収 A		4,461,825円	費用控除後の配当等収 A		3,896,274円
益額			益額		
費用控除後・繰越欠損 B		1,482,191円	費用控除後・繰越欠損 B		808,355円
金補填後の有価証券売			金補填後の有価証券売		
買等損益額			買等損益額		
収益調整金額	C	77,074,577円	収益調整金額	C	61,765,571円
分配準備積立金額	D	21,724,218円	分配準備積立金額	D	90,650,929円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D		104,742,811円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D		157,121,129円
収益額			収益額		
当ファンドの期末残存 F		1,529,811,687口	当ファンドの期末残存 F		1,224,642,442口
口数			口数		
10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000		684円	10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000		1,282円
配対象額			配対象額		
10,000口当たり分配金 H		30円	10,000口当たり分配金 H		30円
額			額		
収益分配金金額 I=F*H/10,000		4,589,435円	収益分配金金額 I=F*H/10,000		3,673,927円
第106計算期間(2023年12月16日～2024年 1月15日)			第112計算期間(2024年 6月18日～2024年 7月16日)		
費用控除後の配当等収 A		5,128,546円	費用控除後の配当等収 A		3,986,303円
益額			益額		
費用控除後・繰越欠損 B		39,577,060円	費用控除後・繰越欠損 B		18,660,914円
金補填後の有価証券売			金補填後の有価証券売		
買等損益額			買等損益額		
収益調整金額	C	75,340,726円	収益調整金額	C	59,929,946円
分配準備積立金額	D	22,509,827円	分配準備積立金額	D	89,031,159円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D		142,556,159円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D		171,608,322円
収益額			収益額		
当ファンドの期末残存 F		1,493,800,743口	当ファンドの期末残存 F		1,188,247,030口
口数			口数		
10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000		954円	10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000		1,444円
配対象額			配対象額		
10,000口当たり分配金 H		30円	10,000口当たり分配金 H		30円
額			額		
収益分配金金額 I=F*H/10,000		4,481,402円	収益分配金金額 I=F*H/10,000		3,564,741円
第107計算期間(2024年 1月16日～2024年 2月15日)			第113計算期間(2024年 7月17日～2024年 8月15日)		
費用控除後の配当等収 A		4,994,779円	費用控除後の配当等収 A		2,961,422円
益額			益額		
費用控除後・繰越欠損 B		45,736,180円	費用控除後・繰越欠損 B		0円
金補填後の有価証券売			金補填後の有価証券売		
買等損益額			買等損益額		
収益調整金額	C	73,450,928円	収益調整金額	C	56,249,799円
分配準備積立金額	D	61,231,100円	分配準備積立金額	D	101,657,100円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D		185,412,987円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D		160,868,321円
収益額			収益額		
当ファンドの期末残存 F		1,456,330,316口	当ファンドの期末残存 F		1,115,281,395口
口数			口数		
10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000		1,273円	10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000		1,442円
配対象額			配対象額		
10,000口当たり分配金 H		30円	10,000口当たり分配金 H		30円
額			額		
収益分配金金額 I=F*H/10,000		4,368,990円	収益分配金金額 I=F*H/10,000		3,345,844円
第108計算期間(2024年 2月16日～2024年 3月15日)			第114計算期間(2024年 8月16日～2024年 9月17日)		
費用控除後の配当等収 A		3,885,271円	費用控除後の配当等収 A		3,452,522円
益額			益額		
費用控除後・繰越欠損 B		0円	費用控除後・繰越欠損 B		0円
金補填後の有価証券売			金補填後の有価証券売		
買等損益額			買等損益額		

第18特定期間 自 2023年 9月16日 至 2024年 3月15日			第19特定期間 自 2024年 3月16日 至 2024年 9月17日		
収益調整金額	C	72,402,707円	収益調整金額	C	53,617,748円
分配準備積立金額	D	106,110,048円	分配準備積立金額	D	96,658,854円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D		182,398,026円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D		153,729,124円
収益額			収益額		
当ファンドの期末残存F		1,435,546,989口	当ファンドの期末残存F		1,063,094,983口
口数			口数		
10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000		1,270円	10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000		1,446円
配対象額			配対象額		
10,000口当たり分配金 H		30円	10,000口当たり分配金 H		30円
額			額		
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,306,640円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,189,284円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期 別	第18特定期間 自 2023年 9月16日 至 2024年 3月15日	第19特定期間 自 2024年 3月16日 至 2024年 9月17日
項 目		
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「（4）附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カウンターリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましても、信用リスク等を有しております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。

2.金融商品の時価等に関する事項

期 別	第18特定期間末 （2024年 3月15日現在）	第19特定期間末 （2024年 9月17日現在）
項 目		
1.貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第18特定期間 自 2023年 9月16日 至 2024年 3月15日	第19特定期間 自 2024年 3月16日 至 2024年 9月17日
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第19特定期間 自 2024年 3月16日 至 2024年 9月17日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第18特定期間末 （2024年 3月15日現在）	第19特定期間末 （2024年 9月17日現在）
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 1,629,897,109円	期首元本額 1,435,546,989円
期中追加設定元本額 35,741,610円	期中追加設定元本額 - 円
期中一部解約元本額 230,091,730円	期中一部解約元本額 372,452,006円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

第18特定期間末（2024年 3月15日現在）

（単位：円）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	24,430,367
親投資信託受益証券	-
合計	24,430,367

第19特定期間末（2024年 9月17日現在）

（単位：円）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	9,501,580
親投資信託受益証券	344
合計	9,501,924

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

1. 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	N B ・ O A M優先リートファンド （為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	931,527,425	909,636,530	
	計	銘柄数：1	931,527,425	909,636,530	
		組入時価比率：98.4%		100.0%	
	投資信託受益証券合計			909,636,530	

親投資信託受益証券	日本円	マネー・リクイディティ・マザーファンド	3,442,714	3,439,959	
	計	銘柄数：1	3,442,714	3,439,959	
		組入時価比率：0.4%		100.0%	
	親投資信託受益証券合計				3,439,959
合計				913,076,489	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. 親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）」、「米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）」は、「マネー・リクイディティ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

マネー・リクイディティ・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番号	2024年 3月15日現在	2024年 9月17日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
金銭信託			428,312	2,916,500
コール・ローン			11,265,205	42,450,365
国債証券			-	24,998,161
特殊債券			246,352,448	248,162,301
未収利息			293,471	226,866
前払費用			164,819	138,668
流動資産合計			258,504,255	318,892,861
資産合計			258,504,255	318,892,861
負債の部				
流動負債				
未払利息			4	-
その他未払費用			136	-
流動負債合計			140	-
負債合計			140	-
純資産の部				
元本等				
元本		*1	258,774,553	319,146,653
剰余金				
剰余金又は欠損金（ ）			270,438	253,792
元本等合計			258,504,115	318,892,861
純資産合計		*3	258,504,115	318,892,861
負債純資産合計			258,504,255	318,892,861

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	自 2024年 3月16日 至 2024年 9月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		国債証券、特殊債券

期 別	自 2024年 3月16日 至 2024年 9月17日
項 目	
2. 収益及び費用の計上基準	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

2024年 3月15日現在	2024年 9月17日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 258,774,553口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 319,146,653口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 270,438円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 253,792円
*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.9990円 (10,000口当たりの純資産額 9,990円)	*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.9992円 (10,000口当たりの純資産額 9,992円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	自 2023年 9月16日 至 2024年 3月15日	自 2024年 3月16日 至 2024年 9月17日
項 目		
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別	2024年 3月15日現在	2024年 9月17日現在
項 目		
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

期 別	2024年 3月15日現在	2024年 9月17日現在
項 目		
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（その他の注記）

1. 元本の移動

2024年 3月15日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年 9月16日
期首元本額	254,668,510円
期首より2024年 3月15日までの追加設定元本額	78,977,853円
期首より2024年 3月15日までの一部解約元本額	74,871,810円
期末元本額	258,774,553円
2024年 3月15日現在の元本の内訳（＊）	
欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）円コース	10,186,501円
欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）ユーロコース	37,789,439円
米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）	344,994円
米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）	3,442,714円
欧州ハイ・イールド債券オープン（１年決算型）円コース	1,201,608円
欧州ハイ・イールド債券オープン（１年決算型）ユーロコース	3,563,455円
米国ネクストビジョンファンド（為替ヘッジあり）	10,799,882円
米国ネクストビジョンファンド（為替ヘッジなし）	130,789,389円
E S G 海洋関連株式ファンド	1,598,639円
高成長 A S E A N 小型株式ファンド	14,713,581円
シン・インド割安成長株ファンド	44,344,351円
アジア半導体関連フォーカスファンド	- 円

2024年 9月17日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2024年 3月16日
期首元本額	258,774,553円
期首より2024年 9月17日までの追加設定元本額	84,393,165円
期首より2024年 9月17日までの一部解約元本額	24,021,065円
期末元本額	319,146,653円
2024年 9月17日現在の元本の内訳（＊）	
欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）円コース	7,683,998円
欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）ユーロコース	32,283,933円
米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）	344,994円
米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）	3,442,714円
欧州ハイ・イールド債券オープン（１年決算型）円コース	1,001,407円
欧州ハイ・イールド債券オープン（１年決算型）ユーロコース	2,762,654円
米国ネクストビジョンファンド（為替ヘッジあり）	9,398,480円
米国ネクストビジョンファンド（為替ヘッジなし）	118,777,376円
E S G 海洋関連株式ファンド	- 円
高成長 A S E A N 小型株式ファンド	14,713,581円
シン・インド割安成長株ファンド	83,383,392円
アジア半導体関連フォーカスファンド	45,354,124円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2024年 3月15日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
特殊債券	480,052

合計	480,052
----	---------

2024年 9月17日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	-
特殊債券	118,056
合計	118,056

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

附属明細表

1.有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第 1 1 9 5 回国庫短期証券	25,000,000	24,998,161	
	計	銘柄数：1	25,000,000	24,998,161	
		組入時価比率：7.8%			9.2%
国債証券合計				24,998,161	
特殊債券	日本円	第 2 6 回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	30,000,000	30,026,148	
		第 2 2 7 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	15,000,000	15,002,506	
		第 2 2 9 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	20,000,000	20,010,560	
		第 2 3 4 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	20,000,000	20,020,200	
		第 2 3 6 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	20,000,000	20,017,360	
		第 6 回政府保証地方公共団体金融機構債券（ 8 年 ）	20,000,000	19,999,857	
		第 6 5 回政府保証地方公共団体金融機構債券	43,000,000	43,018,440	
		第 6 9 回政府保証地方公共団体金融機構債券	35,000,000	35,024,633	
		第 3 5 回政府保証日本政策金融公庫債券	45,000,000	45,042,597	
		計	銘柄数：9	248,000,000	248,162,301
	組入時価比率：77.8%				90.8%
	特殊債券合計				248,162,301
合計				273,160,462	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

NB・OAM優先リートファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）

○損益の状況

項 目	第88期	第89期	第90期	第91期	第92期	第93期
	2024年3月9日～ 2024年4月8日	2024年4月9日～ 2024年5月8日	2024年5月9日～ 2024年6月10日	2024年6月11日～ 2024年7月8日	2024年7月9日～ 2024年8月8日	2024年8月9日～ 2024年9月9日
	円	円	円	円	円	円
(A) 有価証券売買損益	△ 2,410,432	△ 2,116,244	△ 779,258	1,192,880	1,755,362	4,851,587
売買益	2,199,092	1,698,238	8,567,773	5,305,545	12,859,208	12,054,773
売買損	△ 4,609,524	△ 3,814,482	△ 9,347,031	△ 4,112,665	△ 11,103,846	△ 7,203,186
(B) 信託報酬等	△ 165,319	△ 156,106	△ 171,454	△ 145,032	△ 160,773	△ 168,876
(C) 当期損益金(A+B)	△ 2,575,751	△ 2,272,350	△ 950,712	1,047,848	1,594,589	4,682,711
(D) 前期繰越損益金	△ 28,145,378	△ 31,311,753	△ 34,174,727	△ 35,716,063	△ 34,625,171	△ 33,118,438
(E) 追加信託差損益金	△ 63,251,753	△ 63,251,753	△ 63,251,753	△ 63,251,753	△ 62,114,998	△ 61,205,460
(配当等相当額)	(986,613)	(986,613)	(986,613)	(986,613)	(968,882)	(954,695)
(売買損益相当額)	(△ 64,238,366)	(△ 64,238,366)	(△ 64,238,366)	(△ 64,238,366)	(△ 63,083,880)	(△ 62,160,155)
(F) 計(C+D+E)	△ 93,972,882	△ 96,835,856	△ 98,377,192	△ 97,919,968	△ 95,145,580	△ 89,641,187
(G) 収益分配金	△ 590,624	△ 590,624	△ 590,624	△ 590,624	△ 580,009	△ 571,516
次期繰越損益金(F+G)	△ 94,563,506	△ 97,426,480	△ 98,967,816	△ 98,510,592	△ 95,725,589	△ 90,212,703
追加信託差損益金	△ 63,251,753	△ 63,251,753	△ 63,251,753	△ 63,251,753	△ 62,114,998	△ 61,205,460
(配当等相当額)	(986,613)	(986,613)	(986,613)	(986,613)	(968,882)	(954,695)
(売買損益相当額)	(△ 64,238,366)	(△ 64,238,366)	(△ 64,238,366)	(△ 64,238,366)	(△ 63,083,880)	(△ 62,160,155)
分配準備積立金	1,300,251	844,485	466,309	1,366,733	962,078	715,268
繰越損益金	△ 32,612,004	△ 35,019,212	△ 36,182,372	△ 36,625,572	△ 34,572,669	△ 29,722,511

○組入資産の明細

(2024年9月9日現在)

親投資信託残高

銘 柄	第 87 期 末	第 93 期 末
	口 数	口 数 評 価 額
	千口	千口 千円
NB・OAM優先リート・マザーファンド	96,096	88,049 134,337

NB・OAM優先リートファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

○損益の状況

項 目	第88期	第89期	第90期	第91期	第92期	第93期
	2024年3月9日～ 2024年4月8日	2024年4月9日～ 2024年5月8日	2024年5月9日～ 2024年6月10日	2024年6月11日～ 2024年7月8日	2024年7月9日～ 2024年8月8日	2024年8月9日～ 2024年9月9日
	円	円	円	円	円	円
(A) 有価証券売買損益	17,639,931	12,555,822	13,661,687	38,140,305	△ 73,097,998	16,401,295
売買益	18,288,380	13,046,118	14,024,327	39,111,329	2,985,134	17,513,391
売買損	△ 648,449	△ 490,296	△ 362,640	△ 971,024	△ 76,083,132	△ 1,112,096
(B) 信託報酬等	△ 861,643	△ 797,911	△ 849,404	△ 695,979	△ 729,840	△ 700,711
(C) 当期損益金(A+B)	16,778,288	11,757,911	12,812,283	37,444,326	△ 73,827,838	15,700,584
(D) 前期繰越損益金	75,058,411	83,261,875	83,860,525	88,280,898	113,799,585	34,378,914
(E) 追加信託差損益金	△ 105,773,277	△ 101,312,098	△ 94,068,220	△ 89,964,793	△ 84,228,103	△ 80,294,560
(配当等相当額)	(22,798,362)	(21,836,800)	(20,275,457)	(19,391,005)	(18,154,518)	(17,306,682)
(売買損益相当額)	(△ 128,571,639)	(△ 123,148,898)	(△ 114,343,677)	(△ 109,355,798)	(△ 102,382,621)	(△ 97,601,242)
(F) 計(C+D+E)	△ 13,936,578	△ 6,292,312	2,604,588	35,760,431	△ 44,256,356	△ 30,215,062
(G) 収益分配金	△ 4,908,468	△ 4,701,445	△ 4,365,288	△ 4,174,864	△ 3,908,649	△ 3,726,109
次期繰越損益金(F+G)	△ 18,845,046	△ 10,993,757	△ 1,760,700	31,585,567	△ 48,165,005	△ 33,941,171
追加信託差損益金	△ 105,773,277	△ 101,312,098	△ 94,068,220	△ 89,964,793	△ 84,228,103	△ 80,294,560
(配当等相当額)	(22,798,362)	(21,836,800)	(20,275,457)	(19,391,005)	(18,154,518)	(17,306,682)
(売買損益相当額)	(△ 128,571,639)	(△ 123,148,898)	(△ 114,343,677)	(△ 109,355,798)	(△ 102,382,621)	(△ 97,601,242)
分配準備積立金	86,928,231	90,318,341	92,307,520	121,550,360	110,730,835	104,109,257
繰越損益金	—	—	—	—	△ 74,667,737	△ 57,755,868

○組入資産の明細

(2024年9月9日現在)

親投資信託残高

銘 柄	第 87 期 末	第 93 期 末
	口 数	口 数 評 価 額
	千口	千口 千円
NB・OAM優先リート・マザーファンド	828,880	591,449 902,374

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

（2024年 9月30日現在）

資産総額	113,943,833円
負債総額	46,719円
純資産総額（ - ）	113,897,114円
発行済数量	178,584,602口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.6378円

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

（2024年 9月30日現在）

資産総額	969,985,720円
負債総額	391,165円
純資産総額（ - ）	969,594,555円
発行済数量	1,083,710,976口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.8947円

（参考）マネー・リクイディティ・マザーファンド

（2024年 9月30日現在）

資産総額	373,261,295円
負債総額	30,057,000円
純資産総額（ - ）	343,204,295円
発行済数量	343,466,110口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.9992円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
該当事項はありません。
- 受益者等に対する特典
該当事項はありません。
- 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
該当事項はありません。
- 受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変

更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○ 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2024年9月末日現在）

資本金の額	1億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	1,132,101株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	あり

年月日	変更後（変更前）
2022年11月30日	60億284千円（10億円）
2023年 3月14日	1億円（60億284千円）

(2) 委託会社の機構（2024年9月末日現在）

委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月1回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について決定又は確認を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定又は確認された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。

プロダクトモニタリング会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、ファンドマネージャーに問題点を指摘して改善を促します。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的に、運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2024年9月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	160	13,503
追加型公社債投資信託	1	3,145
単位型株式投資信託	39	533
単位型公社債投資信託	4	90
合計	204	17,273

純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（２）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,540,483	13,382,655
有価証券	—	99,210
未収委託者報酬	1,311,125	1,705,907
未収運用受託報酬	10,800	78,429
未収投資助言報酬	11,876	11,959
前払費用	92,173	115,978
未収還付法人税等	30,079	—
未収収益	6,452	13,481
その他の流動資産	1,253	6,841
流動資産合計	14,004,243	15,414,463
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 184,641	1 172,509
器具備品	1 20,587	1 14,591
有形固定資産合計	205,229	187,100
無形固定資産		
ソフトウェア	30,119	21,685
電話加入権	2,122	2,122
無形固定資産合計	32,241	23,807
投資その他の資産		
投資有価証券	1,121,024	1,205,407
長期差入保証金	257,258	252,250
前払年金費用	53,042	61,691
その他	480	480
投資その他の資産合計	1,431,804	1,519,829
固定資産合計	1,669,275	1,730,737
資産合計	15,673,519	17,145,200

	前事業年度 (2023年3月31日現在)	当事業年度 (2024年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	20,342	31,333
未払金	708,338	991,947
未払償還金	5,001	5,001
未払手数料	698,571	925,698
その他未払金	4,765	61,247
未払費用	239,029	234,454
未払法人税等	16,738	322,685
未払消費税等	31,221	88,053
賞与引当金	12,348	—
流動負債合計	1,028,018	1,668,473
固定負債		

退職給付引当金	293,279	278,570
役員退職慰労引当金	5,620	7,490
資産除去債務	93,410	94,372
繰延税金負債	18,513	72,083
固定負債合計	410,823	452,516
負債合計	1,438,841	2,120,990
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	11,467,068	11,467,068
資本剰余金合計	11,467,068	11,467,068
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,331,880	2,922,414
利益剰余金合計	2,511,710	3,102,244
株主資本合計	14,078,778	14,669,312
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	155,899	354,897
評価・換算差額等合計	155,899	354,897
純資産合計	14,234,677	15,024,210
負債・純資産合計	15,673,519	17,145,200

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	当事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	9,113,651	10,123,506
運用受託報酬	19,318	108,885
投資助言報酬	27,600	27,675
その他営業収益	—	11,259
営業収益合計	9,160,569	10,271,327
営業費用		
支払手数料	4,285,941	4,867,961
広告宣伝費	86,558	121,082
公告費	328	15
受益権管理費	16,118	16,417
調査費	1,858,200	1,837,996
調査費	315,915	236,964
委託調査費	1,542,285	1,601,031
委託計算費	260,793	273,203
営業雑経費	280,183	311,294
通信費	62,020	65,742
印刷費	146,353	158,663
諸経費	59,982	76,665
協会費	5,429	5,247

諸会費	6,397	4,976
営業費用合計	6,788,124	7,427,972
一般管理費		
給料	1,316,427	1,226,095
役員報酬	104,095	73,162
給料・手当	1,204,824	1,103,991
賞与	7,508	48,940
交際費	4,731	754
寄付金	17,082	21,265
旅費交通費	11,149	10,992
租税公課	8,668	7,716
不動産賃借料	283,162	259,582
賞与引当金繰入	12,348	—
退職給付費用	43,320	32,395
役員退職慰労引当金繰入	1,870	1,870
固定資産減価償却費	38,381	28,769
諸経費	351,617	333,346
一般管理費合計	2,088,759	1,922,788
営業利益	283,685	920,566

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	14,713	18,926
受取利息	1 19,472	1 93
受取補償金	1,396	0
雑益	4,051	5,602
営業外収益合計	39,634	24,623
営業外費用		
固定資産除却損	2 0	2 0
為替差損	233	60
支払補償費	1,396	0
株式交付費	35,001	—
雑損	88	463
営業外費用合計	36,720	523
経常利益	286,599	944,665
特別利益		
投資有価証券売却益	18,272	17,222
投資有価証券償還益	—	173
貸倒引当金戻入	14,510	—
特別利益合計	32,782	17,395
特別損失		
有価証券償還損	13	—
投資有価証券売却損	21	4,270
投資有価証券評価損	—	50,575
特別損失合計	34	54,845
税引前当期純利益	319,346	907,215
法人税、住民税及び事業税	90,878	368,346

法人税等調整額	3,853	51,664
法人税等合計	94,732	316,682
当期純利益	224,614	590,533

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本									評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計	
		資本準備 金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計		別途積立 金	繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計				
当期首残高	1,000,000	566,500	-	566,500	179,830	5,718,662	7,083,746	12,982,238	14,548,738	228,697	228,697	14,777,435
当期変動額												
新株の発行	5,000,284	5,000,284		5,000,284					10,000,568			10,000,568
剰余金の配当							10,695,142	10,695,142	10,695,142			10,695,142
当期純利益							224,614	224,614	224,614			224,614
資本金からその他資本剰余金への振替	5,900,284		5,900,284	5,900,284								
資本準備金からその他資本剰余金への振替		5,566,784	5,566,784									
別途積立金の取崩						5,718,662	5,718,662					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										72,798	72,798	72,798
当期変動額合計	900,000	566,500	11,467,068	10,900,568	-	5,718,662	4,751,865	10,470,528	469,960	72,798	72,798	542,758
当期末残高	100,000	-	11,467,068	11,467,068	179,830	-	2,331,880	2,511,710	14,078,778	155,899	155,899	14,234,677

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本									評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計		
		資本準 備金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利益剰余金					利益剰余 金合計	
						別途積 立金	繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	100,000	-	11,467,068	11,467,068	179,830	-	2,331,880	2,511,710	14,078,778	155,899	155,899	14,234,677
当 期 変 動 額												

剰余金の配当												
当期純利益							590,533	590,533	590,533			590,533
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										198,998	198,998	198,998
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	590,533	590,533	590,533	198,998	198,998	789,532
当期末残高	100,000	-	11,467,068	11,467,068	179,830	-	2,922,414	3,102,244	14,669,312	354,897	354,897	15,024,210

[注記事項]

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3．引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し、計上します。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産（負債）

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金負債 72,083千円

上記の繰延税金負債72,083千円は、繰延税金資産168,874千円と繰延税金負債240,958千円の相殺後の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識しております。また、既に計上した繰延税金資産については、その回収可能性を每期検討し、内容の見直しを行っております。

なお、課税所得の見積りは、将来の不確実な相場環境の変動や会社の経営状況などによって認識する金額に重要な影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	74,099千円	86,481千円
器具備品	130,717 "	130,930 "
計	204,816 "	217,412 "

(損益計算書関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
--	--	--

受取利息	14,367千円	—
------	----------	---

2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
器具備品	0千円	0千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1．発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	554,701	577,400	554,701	577,400
A種優先株式（株）	—	554,701	—	554,701
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—
A種優先株式（株）	—	—	—	—
合計	554,701	1,132,101	554,701	1,132,101

(注1) 前事業年度の普通株式の増加株式数の577,400株は、S B I ファイナンシャルサービシーズ株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施したことによるものであります。

(注2) 前事業年度の普通株式の減少株式数の554,701株及び、A種優先株式の増加株式数の554,701株は、株式会社岡三証券グループが保有する当社普通株式をA種優先株式へ変更したことによるものであります。

2．剰余金の配当に関する事項

金銭による配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月21日 定時株主総会	普通株式	22,188	40	2022年3月31日	2022年6月22日
2022年11月11日 臨時株主総会	普通株式	10,000,000	18,027	2022年11月11日	2022年11月17日

金銭以外による配当

決議	株式の種類	配当財産 の種類	配当財産の帳簿 価格(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年11月11日 臨時株主総会	普通株式	有価証券	672,954	83.33	2022年11月11日	2022年11月14日

(注)2022年11月11日の臨時株主総会において、金銭配当及び当社が保有する株式会社岡三証券グループの株式8,075,180株（総額672,954千円）を株式会社岡三証券グループへ現物配当をすることを決定し、2022年11月14日に実施いたしました。

3．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	577,400	—	—	577,400
A種優先株式（株）	554,701	—	—	554,701
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—
A種優先株式（株）	—	—	—	—
合計	1,132,101	—	—	1,132,101

2．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

1．ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2．オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1年以内	252,205	252,205
1年超	693,564	441,359
合計	945,769	693,564

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券及び差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,005,333	1,005,333	—
(2) 差入保証金	257,258	257,036	221

「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

「差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,089,716	1,089,716	—
(2) 差入保証金	252,250	221,769	30,480

「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。

「差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算

定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらの

インプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低い

レベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	318,335	686,998	—	1,005,333

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	257,036	—	257,036

当事業年度（2024年3月31日）

時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	539,556	550,160	—	1,089,716

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	221,769	—	221,769

（注1）金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。

（注2）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル1の時価に分類しております。

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル2に分類しております。

差入保証金については、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしており、レベル2の時価に分類しております。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	12,540,483	—	—	—
短期貸付金	—	—	—	—

未収委託者報酬	1,311,125	—	—	—
未収運用受託報酬	10,800	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	—	398,094	75,588	—
長期差入保証金	—	5,053	—	252,205
合計	13,862,408	403,147	75,588	252,205

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	13,382,655	—	—	—
短期貸付金	—	—	—	—
未収委託者報酬	1,705,907	—	—	—
未収運用受託報酬	78,429	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	99,210	189,142	74,213	194,400
長期差入保証金	—	—	—	252,250
合計	15,266,202	189,142	74,213	446,650

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式 (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 (3) その他	307,740 — — — 391,508	70,022 — — — 372,000	237,718 — — — 19,508
小計		699,248	442,022	257,226
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式 (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 (3) その他	10,595 — — — 295,490	11,992 — — — 312,977	1,397 — — — 17,487
小計		306,085	324,970	18,885
合計		1,005,333	766,992	238,341

（注）市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。

（（金融商品関係）2. 金融商品の時価等に関する事項(注)に記載の通りであります。）

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式 (2) 債券 国債・地方債等	539,556 —	81,949 —	457,606 —

	社債 その他 (3) その他	— — 531,900	— — 442,000	— — 89,900
小計		1,071,456	523,949	547,506
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1) 株式 (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 (3) その他	— — — — — 117,470	— — — — — 122,402	— — — — — 4,932
小計		117,470	122,402	4,932
合計		1,188,926	646,352	542,474

(注) 市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。

((金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項(注)に記載の通りであります。)

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	29,250	18,272	21
合計	29,250	18,272	21

当事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	246,952	17,222	4,270
合計	246,952	17,222	4,270

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

該当ありません。

当事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

当事業年度における減損処理額は、50,575千円（うち、その他50,575千円）であります。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型DC岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	589,334	514,185
勤務費用	49,725	42,791
利息費用	1,237	2,056
数理計算上の差異の発生額	70,336	48,700
退職給付の支払額	55,774	49,654
その他	—	630
退職給付債務の期末残高	514,185	461,310

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
年金資産の期首残高	381,116	341,266
期待運用収益	1,905	1,706
数理計算上の差異の発生額	35,927	29,842
事業主からの拠出額	16,747	15,123
退職給付の支払額	22,575	19,641
年金資産の期末残高	341,266	368,298

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	248,503	222,295
年金資産	341,266	368,298
	92,763	146,002
非積立型制度の退職給付債務	265,682	239,014
未積立退職給付債務	172,919	93,012
未認識数理計算上の差異	67,317	123,866
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,237	216,878
退職給付引当金	293,279	278,570
前払年金費用	53,042	61,691
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240,237	216,878

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	49,725	42,791
利息費用	1,237	2,056
期待運用収益	1,905	1,706
数理計算上の差異の費用処理額	20,383	21,994
確定給付制度に係る退職給付費用	28,673	21,147

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
株式	39.8%	44.0%
一般勘定	26.1%	19.7%
債券	20.7%	22.1%
その他	13.4%	14.2%
合計	100.0%	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
割引率	0.40%	0.74%
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度13,468千円、当事業年度12,397千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	101,445	96,357
役員退職慰労引当金	1,943	2,590
賞与引当金	4,271	—

未払金（賞与）	—	15,565
その他有価証券評価差額金	6,532	1,706
投資有価証券評価損	3,011	20,505
資産除去債務	32,310	32,643
未払事業税	4,871	29,366
その他	6,466	8,548
繰延税金資産小計	160,852	207,283
評価性引当額	37,458	38,409
繰延税金資産の合計	123,394	168,874
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	88,974	189,382
未収配当金	2,072	4,179
資産除去債務に対応する除去費用	26,664	26,057
前払年金費用	18,347	21,339
未収還付事業税	5,848	—
繰延税金負債の合計	141,907	240,958
繰延税金資産(負債)の純額	18,513	72,083

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率 (調整)	34.59%	—
寄付金課税等永久に損金に算入されない項目	0.95%	—
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.90%	—
住民税均等割	1.19%	—
税率変更に伴う影響額	3.64%	—
評価性引当額の増減	3.10%	—
その他	0.58%	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.66%	—

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から50年と見積り、割引率は1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
期首残高	92,457	93,410
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—

時の経過による調整額	952	962
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	93,410	94,372

（収益認識関係）

（１）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度

（単位：千円）

委託者報酬	9,113,651
残高報酬	9,097,589
成功報酬	16,061
運用受託報酬	19,318
投資助言報酬	27,600
合計	9,160,569

当事業年度

（単位：千円）

委託者報酬	10,123,506
運用受託報酬	108,885
投資助言報酬	27,675
その他営業利益	11,259
合計	10,271,327

（２）収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、（重要な会計方針）４．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

（３）当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権は、以下のとおりであります。

前事業年度

（単位：千円）

未収委託者報酬	1,311,125
未収運用受託報酬	10,800
未収投資助言報酬	11,876
合計	1,333,802

当事業年度

（単位：千円）

未収委託者報酬	1,705,907
未収運用受託報酬	78,429
未収投資助言報酬	11,959
合計	1,796,295

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

（１）報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社	株式会社岡三証券グループ	東京都中央区	18,589,682	証券業	被所有直接（49%）	直接の親会社 資金貸付	資金貸付の返済	5,000,000	短期貸付金	-
							受取利息	14,367	未収利息	-
その他の関係会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	-	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払（注1）	2,718,939	未払手数料	532,414

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至2024年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	-	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払（注1）	3,113,287	未払手数料	630,717

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

S B I ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

S B I ファイナンシャルサービシーズ株式会社（非上場）

S B I F S 合同会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1株当たり純資産額	12,573円68銭	13,271円09銭
1株当たり当期純利益金額	300円41銭	521円63銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上、参加型株式については普通株式と同様に扱っており、普通株式の期中平均株式数に含めております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額	224,614千円	590,533千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	224,614千円	590,533千円
普通株式の期中平均株式数	747,694株	1,132,101株

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
純資産の部の合計額	14,234,677千円	15,024,210千円
純資産の部から控除する合計額	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	14,234,677千円	15,024,210千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数	1,132,101株	1,132,101株
(うちA種優先株式)	(554,701株)	(554,701株)

(注) A種優先株式は、残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、1株当たり純資産額の算定上、その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以

下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更等

2022年11月30日付で、株式の譲渡制限、優先株式の発行と優先株式に係る優先配当、非業務執行取締役の責任限定契約等に関する定款変更を行いました。

2023年3月27日付で、監査役会の廃止に伴う定款変更を行いました。

また、2023年7月1日付で、商号の変更（新商号 S B I 岡三アセットマネジメント株式会社）に関する定款変更を行いました。

（２）訴訟事件その他の重要事項

岡三アセットマネジメント株式会社は、S B I ホールディングス株式会社の完全子会社であるS B I ファイナンシャルサービシーズ株式会社に第三者割当増資を行い、2022年11月30日付で、S B I ホールディングス株式会社の連結子会社並びに株式会社岡三証券グループの持分法適用関連会社となりました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）「受託会社」

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額

2024年3月末日現在、342,037百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（２）「販売会社」（資本金の額は、2024年3月末日現在）

名称	資本金の額（百万円）	事業の内容
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三にいがた証券株式会社	852	
阿波証券株式会社	100	

三縁証券株式会社	150
----------	-----

2【関係業務の概要】

（１）「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

投資信託財産の保管、管理及び計算

委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

（２）「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い

収益分配金の再投資

収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い

投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付の取扱い

解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

該当事項はありません。

第3【その他】

- 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- 目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの商品分類、形態等を表示する文言を記載すること及び次の事項を記載することがあります。
 - ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - ・目論見書の使用開始日
 - ・委託会社の名称、金融商品取引業者登録番号
 - ・委託会社の照会先（ホームページアドレス、電話番号及び受付時間）
 - ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・有価証券届出書の効力発生及びその確認方法に関する事項
 - ・ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」という旨
- 届出書本文「第一部証券情報」、「第二部ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表、指数、グラフ等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- 投資信託説明書（請求目論見書）の巻末に、ファンドの投資信託約款を添付します。
- 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。

す。

6 目論見書に以下の趣旨の文言もしくは図の全部または一部を記載することがあります。



独立監査人の監査報告書

2024年6月20日

SBI岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松本直也
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大橋 睦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBI岡三アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI岡三アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ

り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年11月11日

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 榎倉昭夫指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 大橋 睦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）」の2024年3月16日から2024年9月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）」の2024年9月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、S B I 岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年11月11日

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 榎倉昭夫指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 大橋 睦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）」の2024年3月16日から2024年9月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）」の2024年9月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、S B I 岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。